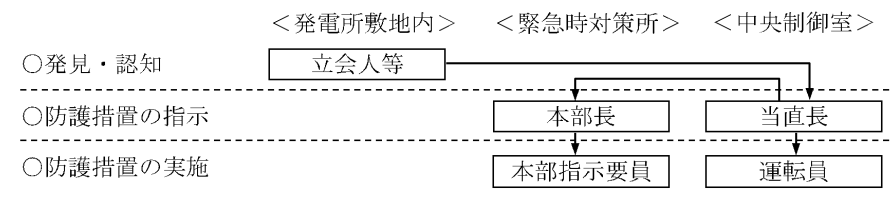
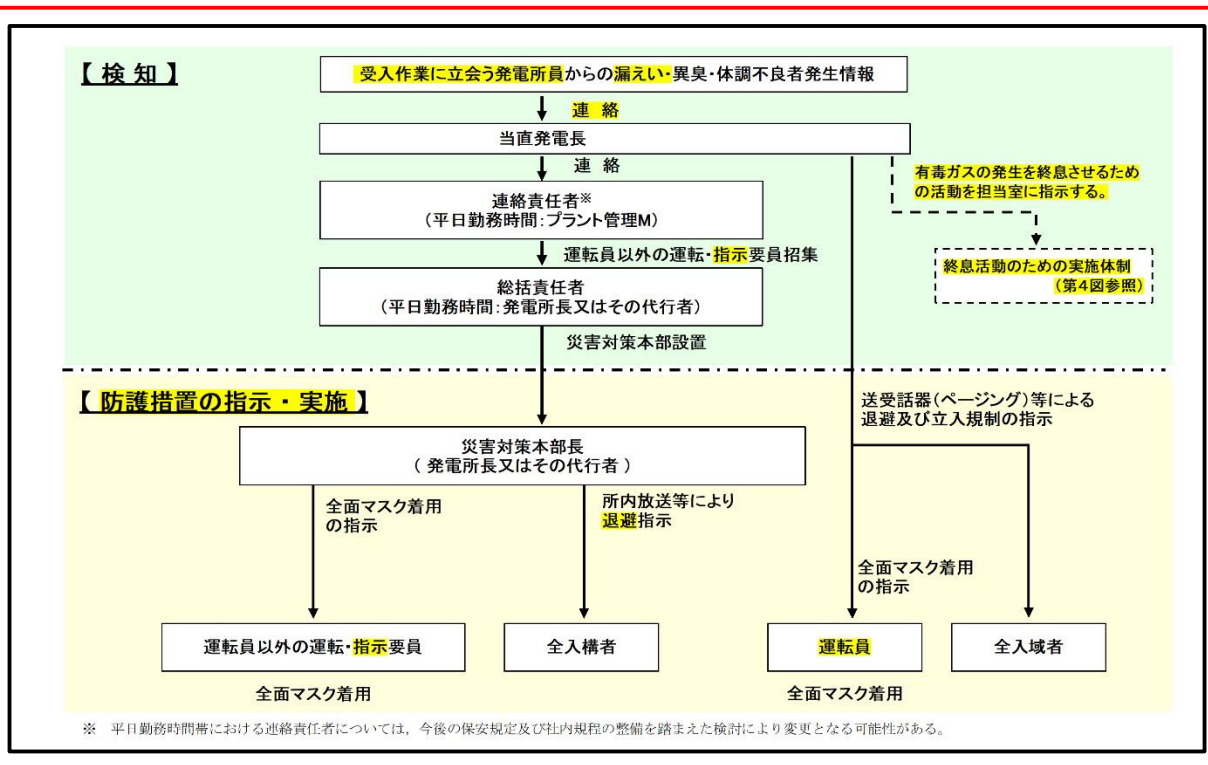


赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） （女川は当該の資料はない（入構の可動源がない）ため、島根2号を参照） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|--|--|
| <p>別紙11-2 敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順</p> <p>1. 実施体制</p>  <p>別紙11-3 敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順</p> <p>3. その他 (1) 終息活動要員については，重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。</p> | <p>別紙11-2 敷地内可動源からの有毒ガス防護及び終息活動に係る実施体制及び手順</p> <p>1. 実施体制 敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制を第1図，防護対象者の要員名称を第1表に示す。また，防護対象者と災害対策本部体制との関係を第2図及び第3図に示す。なお，第1図については，敷地内可動源から有毒ガスが発生することを想定し，運転員及び運転員以外の運転・指示要員の防護を迅速に行うため，当直発電長及び災害対策本部長（発電所長又はその代行者）が防護措置を指示することを定めたものである。 敷地内可動源からの有毒ガスの発生を終息させるための措置に係る実施体制を第4図に示す。終息活動要員については，重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。</p>  <p>第1図 防護のための実施体制</p> | <p>・記載の充実化（可動源からの防護及び終息のための活動に係る体制及び手順の資料を統一化）</p> <p>・記載の充実化（可動源からの防護及び終息のための活動に係る体制及び手順の資料を統一化）</p> <p>・記載の充実化（可動源からの防護及び終息のための活動に係る体制及び手順の資料を統一化）</p> |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

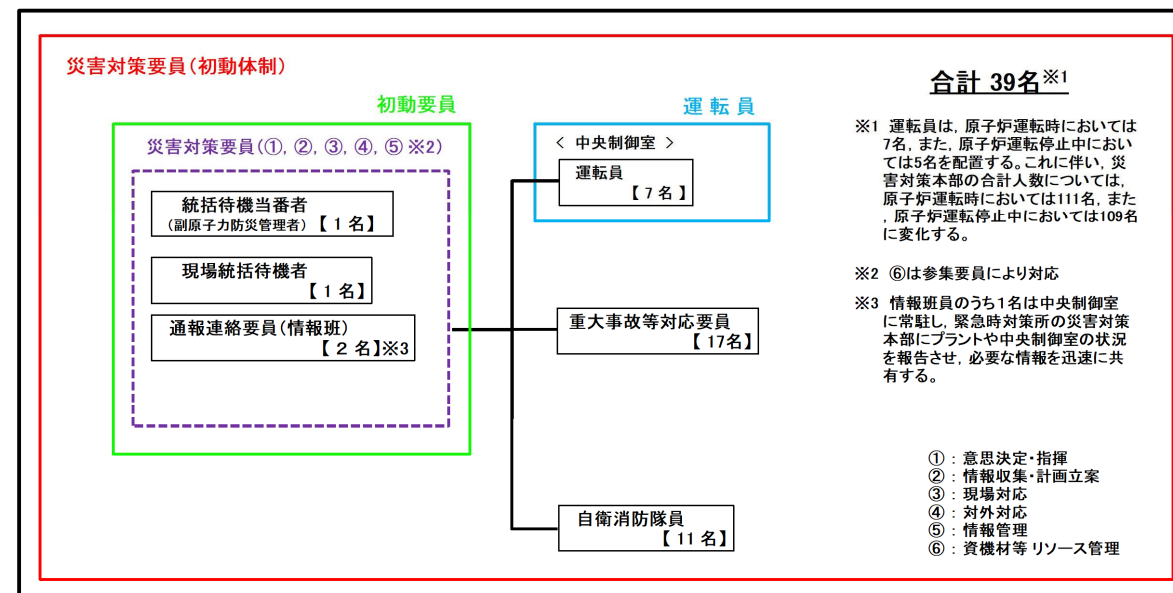
差異理由

第1表 防護対象者の要員名称

| ガイドでの呼称 | 東海第二発電所における対応要員の呼称 | 人数 |
|---------|--------------------|---|
| 運転・初動要員 | 運転員及び災害対策要員（初動要員） | 運転員：7人 ^{※1} 災害対策要員（初動要員）：4人 |
| 運転・指示要員 | 運転員及び災害対策要員（指示要員） | 運転員：7人 ^{※1} 災害対策要員（指示要員）：49人 |
| 運転・対処要員 | 運転員及び災害対策要員 | 運転員：7人 ^{※1} 災害対策要員（運転員を除く）： 104人 ^{※2} |

※1 運転員は，原子炉運転時においては7人，また，原子炉運転停止中においては5人を配置する。

※2 重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を含む。



第2図 災害対策本部（初動体制）体制

・記載の充実化（可動源からの防護及び終息のための活動に係る体制及び手順の資料を統一化）

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

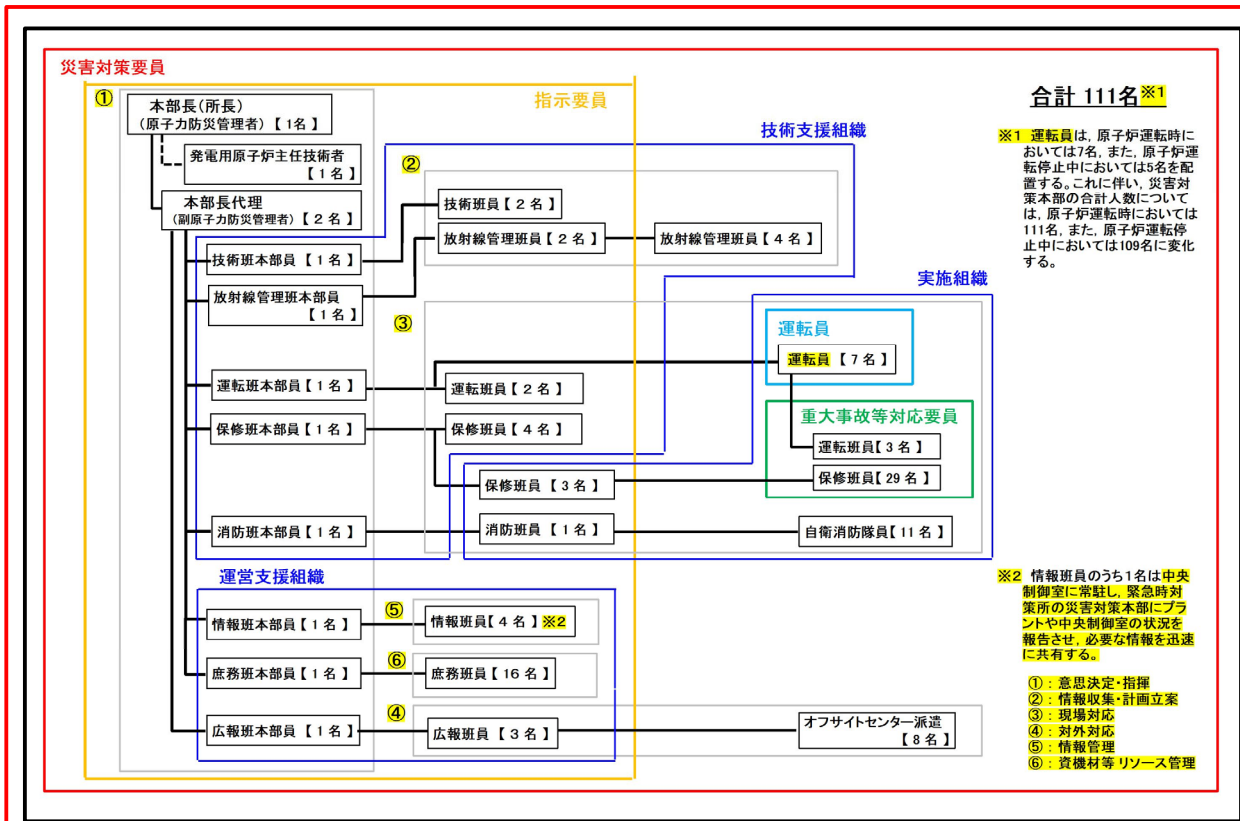
中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

（女川は当該の資料はない（入構の可動源がない）ため、島根2号を参照）



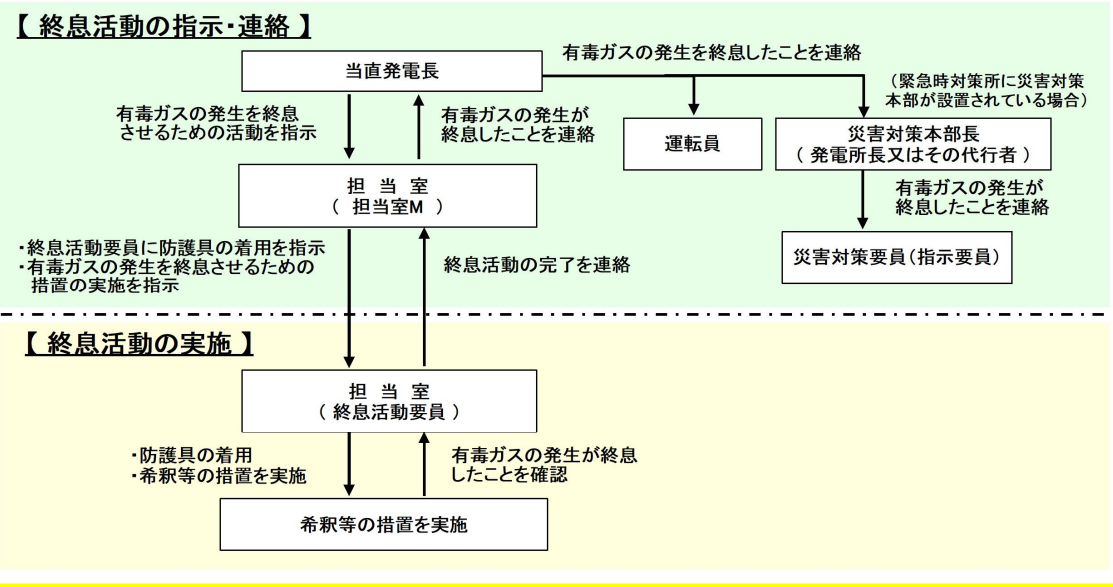
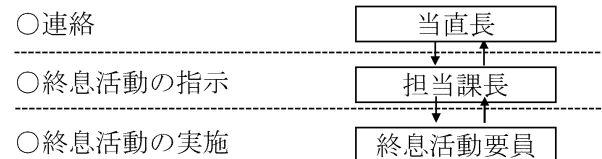
・記載の充実化（可動源からの防護及び終息のための活動に係る体制及び手順の資料を統一化）

第3図 災害対策本部（全体体制）体制

敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順

別紙11-3

1. 実施体制



第4図 終息活動のための実施体制

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表


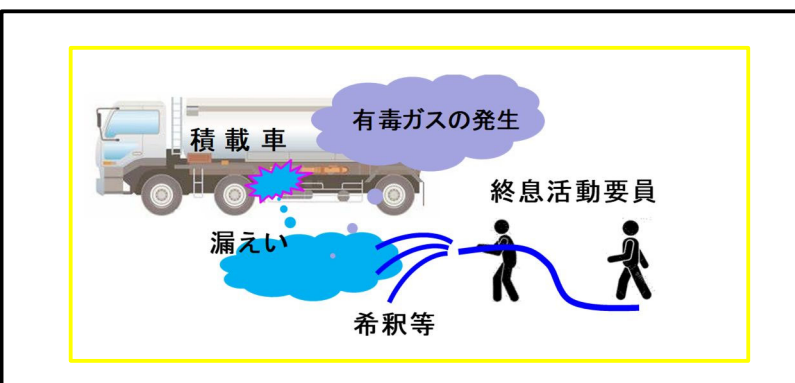
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|---|--|
| <p data-bbox="210 262 1187 298">女川は当該の資料はない（入構の可動源がない）ため、島根2号を参照）</p> <p data-bbox="1130 352 1276 388">別紙11-2</p> <p data-bbox="338 401 1086 436">敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順</p> <p data-bbox="121 491 314 527">2. 実施手順</p> <p data-bbox="121 537 1288 1024">(1) 立会人等は，有毒ガスの発生による異常を検知した場合，通信連絡設備等により当直長に連絡する。</p> <p data-bbox="121 625 1288 661">(2) 当直長は，運転員に中央制御室換気設備の隔離及び全面マスクの着用を指示する。</p> <p data-bbox="121 672 1288 751">(3) 当直長は，緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は，通信連絡設備等により本部長に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡する。</p> <p data-bbox="121 762 1288 842">(4) 本部長は，緊急時対策本部要員（指示要員）に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡し，緊急時対策所換気設備の隔離及び全面マスクの着用を指示する。</p> <p data-bbox="121 852 1288 932">(5) 運転員は，当直長の指示により，中央制御室換気設備を隔離するとともに，全面マスクを着用する。</p> <p data-bbox="121 942 1288 1022">(6) 緊急時対策本部要員（指示要員）は，本部長の指示により，緊急時対策所換気設備を隔離するとともに，全面マスクを着用する。</p> | <p data-bbox="1329 310 1516 346">2. 実施手順</p> <p data-bbox="1329 357 1620 392">2.1 防護措置の実施</p> <p data-bbox="1377 403 2356 438">敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施手順を以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1344 449 1887 485">【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p data-bbox="1359 495 2507 617">(1) 発電所員は，異常の発生（有毒化学物質の漏えい，異臭の発生，同一エリアでの複数の体調不良者の発生）を検知し，有毒ガスによる影響が考えられる場合は，送受話器（ページング）等により当直発電長に連絡する。</p> <p data-bbox="1359 627 2507 749">(2) 当直発電長は，連絡を受けた場合は，速やかに中央制御室の換気系を隔離し，運転員に全面マスクの着用を指示するとともに，送受話器（ページング）等により全入域者に対して退避及び立入規制を指示し，連絡責任者に連絡する。</p> <p data-bbox="1359 802 2507 882">(3) 運転員は定められた手順に従い，中央制御室の換気系を隔離するとともに，全面マスクを着用する。</p> <p data-bbox="1359 892 1955 928">(4) 全入域者は立入規制に従い，退避を行う。</p> <p data-bbox="1344 980 2220 1016">【緊急時対策所の運転員以外の運転・指示要員に関する実施手順】</p> <p data-bbox="1359 1026 2169 1062">(5) 連絡責任者は，運転員以外の運転・指示要員を招集する。</p> <p data-bbox="1359 1073 2507 1152">(6) 総括責任者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者）は，有毒ガスによる影響が考えられる場合は，災害対策本部を設置する。</p> <p data-bbox="1359 1163 2507 1243">(7) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は，速やかに緊急時対策所の換気設備を隔離し，運転員以外の運転・指示要員に対して全面マスク着用を指示する。</p> <p data-bbox="1359 1253 2507 1333">(8) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は，所内放送等により全入構者に対して退避を指示する。</p> <p data-bbox="1359 1344 2507 1423">(9) 運転員以外の運転・指示要員は定められた手順に従い，緊急時対策所の換気設備を隔離するとともに，全面マスクを着用する。</p> <p data-bbox="1359 1434 1733 1470">(10) 全入構者は退避を行う。</p> | <p data-bbox="2549 317 2878 483">・記載の充実化（可動源からの防護及び終息のための活動に係る体制及び手順の資料を統一化）</p> <p data-bbox="2549 493 2789 707">・要員名称の相違 ・記載表現の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2549 896 2789 932">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2549 1253 2789 1289">・設備名称の相違</p> <p data-bbox="2549 1388 2789 1423">・記載表現の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|---|---|
| <p>女川は当該の資料はない（入構の可動源がない）ため、島根2号を参照）</p> <p style="text-align: right;">別紙11-3</p> <p>敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順</p> <p>2. 実施手順</p> <p>(1) 敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常を検知したことの連絡を受けた当直長は、担当課長に有毒ガスの発生を終息させるための活動を依頼する。</p> <p>(2) 担当課長は、終息活動要員に全面マスクの着用を指示するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置を実施するよう指示する。</p> <p>(3) 終息活動要員は、担当課長の指示により、全面マスクを着用するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために速やかに希釈等の措置を実施する。</p> <p>(4) 担当課長は、終息活動に時間を要する場合、必要に応じ酸素呼吸器の着用を指示する。終息活動員は、担当課長の指示により、酸素呼吸器を着用する。</p> <p>(5) 終息活動要員は、有毒ガスの発生が終息したことを確認後、担当課長に終息活動完了を連絡する。</p> <p>(6) 担当課長は、有毒ガスの発生が終息したことを当直長に連絡する。</p> <p>(7) 当直長は、運転員に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。また、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、本部長へ有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。</p> <p>(8) 本部長は、緊急時対策本部要員（指示要員）に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。</p>  | <p>2.2 終息活動の実施</p> <p>敷地内可動源からの有毒ガスの発生を終息に係る実施手順を以下のとおりとする。また、終息活動のイメージ図を第5図に示す。</p> <p>(1) 敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常を検知したことの連絡を受けた当直発電長は、担当室マネージャーに有毒ガスの発生を終息させるための活動を指示する。</p> <p>(2) 担当室マネージャーは、終息活動要員に薬品防護具の着用を指示するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置を実施するよう指示する。</p> <p>(3) 終息活動要員は、担当室マネージャーの指示により、薬品防護具を着用するとともに、有毒ガスの発生を終息させるための活動を速やかに実施する。</p> <p>(4) 担当室マネージャーは、終息活動に時間を要する場合、必要に応じ自給式呼吸用保護具の着用を指示する。終息活動要員は、担当室マネージャーの指示により、自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(5) 終息活動要員は、有毒ガスの発生が終息したことを確認後、担当室マネージャーに終息活動完了を連絡する。</p> <p>(6) 担当室マネージャーは、有毒ガスの発生が終息したことを当直発電長に連絡する。</p> <p>(7) 当直発電長は、運転員に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。また、緊急時対策所に災害対策本部が設置されている場合は、災害対策本部長へ有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。</p> <p>(8) 災害対策本部長は、災害対策要員（指示要員）に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。</p>  <p style="text-align: center;">第5図 終息活動のイメージ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・記載の充実化（可動源からの防護及び終息のための活動に係る体制及び手順の資料を統一化） ・要員名称の相違 ・要員表現の相違 ・設備名称の相違 ・要員名称の相違 ・設備名称の相違 ・記載表現の相違 ・要員名称の相違 ・設備名称の相違 ・要員名称の相違 ・設備名称の相違 ・要員名称の相違 ・要員名称の相違 ・要員名称の相違 ・要員名称の相違 ・体制の相違 ・要員名称の相違 ・要員名称の相違 ・記載表現の相違 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|---|---|
| <p style="text-align: right;">別紙9-1</p> <p style="text-align: center;">予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順</p> <p>1. 実施体制</p> <p>予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制を図1及び図2、防護対象者の要員名称を表1に示す。また、防護対象者と原子力防災組織体制との関係を図3及び図4に示す。なお、図1については、発電所周辺監視区域内で予期せず有毒ガスが発生することを想定し、運転員の防護を迅速に行うため、発電課長が防護措置を指示することを定めたものである。また、図2については、発電所周辺監視区域外で予期せず有毒ガスが発生することを想定し、発電所対策本部長が防護措置を指示することを定めたものである。</p> <div data-bbox="189 835 1234 1772"><p>図1 実施体制（周辺監視区域内）</p></div> | <p style="text-align: right;">別紙12-1</p> <p style="text-align: center;">予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順</p> <p>1. 実施体制</p> <p>予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制を第1図及び第2図、防護対象者の要員名称を第1表に示す。また、防護対象者と災害対策本部体制との関係を図3図及び第4図に示す。なお、第1図については、発電所周辺監視区域内で予期せず有毒ガスが発生することを想定し、運転員の防護を迅速に行うため、当直発電長が防護措置を指示することを定めたものである。また、第2図については、発電所周辺監視区域外で予期せず有毒ガスが発生することを想定し、災害対策本部長が防護措置を指示することを定めたものである。</p> <div data-bbox="1347 835 2504 1717"><p>第1図 防護のための実施体制（周辺監視区域内）</p></div> | <ul style="list-style-type: none">資料番号の相違記載表現の相違記載表現の相違要員名称の相違要員名称の相違要員名称の相違体制の相違記載表現の相違記載表現の相違記載表現の相違記載表現の相違要員名称の相違記載表現の相違 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|--|----|---------|----------------------|------------------------------|---------|----------------|-------------------------|---------|-----------|----------------------------------|--|---------|--------------------|----|---------|-------------------|---|---------|-------------------|--|---------|-------------|---|--|
| <p>図2 実施体制（周辺監視区域）外</p> | <p>第2図 防護のための実施体制（周辺監視区域外）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・体制の相違 ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 ・要員名称の相違 ・記載表現の相違 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>表1 防護対象者の要員名称</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガイドでの呼称</th> <th>女川原子力発電所における対応要員の呼称</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転・初動要員</td> <td>運転員及び発電所対策本部要員（初動要員）</td> <td>運転員：7名 発電所対策本部要員（初動要員）：6名</td> </tr> <tr> <td>運転・指示要員</td> <td>運転員及び発電所対策本部要員</td> <td>運転員：7名 発電所対策本部要員：38名</td> </tr> <tr> <td>運転・対処要員</td> <td>重大事故等対策要員</td> <td>運転員：7名 発電所対策本部要員（運転員を除く）：77名※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を含む。</p> | ガイドでの呼称 | 女川原子力発電所における対応要員の呼称 | 人数 | 運転・初動要員 | 運転員及び発電所対策本部要員（初動要員） | 運転員：7名 発電所対策本部要員（初動要員）：6名 | 運転・指示要員 | 運転員及び発電所対策本部要員 | 運転員：7名 発電所対策本部要員：38名 | 運転・対処要員 | 重大事故等対策要員 | 運転員：7名 発電所対策本部要員（運転員を除く）：77名※ | <p>第1表 防護対象者の要員名称</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガイドでの呼称</th> <th>東海第二発電所における対応要員の呼称</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転・初動要員</td> <td>運転員及び災害対策要員（初動要員）</td> <td>当直（運転員）：7人※¹ 災害対策要員（初動要員）：4人</td> </tr> <tr> <td>運転・指示要員</td> <td>運転員及び災害対策要員（指示要員）</td> <td>当直（運転員）：7人※¹ 災害対策要員（指示要員）：49人</td> </tr> <tr> <td>運転・対処要員</td> <td>運転員及び災害対策要員</td> <td>当直（運転員）：7人※¹ 災害対策要員：104人※²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹ 運転員は、原子炉運転時においては7人、また、原子炉運転停止中においては5人を配置する。</p> <p>※² 重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を含む。</p> | ガイドでの呼称 | 東海第二発電所における対応要員の呼称 | 人数 | 運転・初動要員 | 運転員及び災害対策要員（初動要員） | 当直（運転員）：7人※ ¹ 災害対策要員（初動要員）：4人 | 運転・指示要員 | 運転員及び災害対策要員（指示要員） | 当直（運転員）：7人※ ¹ 災害対策要員（指示要員）：49人 | 運転・対処要員 | 運転員及び災害対策要員 | 当直（運転員）：7人※ ¹ 災害対策要員：104人※ ² | <ul style="list-style-type: none"> ・要員名称及び人数の相違 ・要員名称の相違 ・体制の相違 ・要員名称の相違 ・体制の相違 ・要員名称の相違 ・体制の相違 |
| ガイドでの呼称 | 女川原子力発電所における対応要員の呼称 | 人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転・初動要員 | 運転員及び発電所対策本部要員（初動要員） | 運転員：7名 発電所対策本部要員（初動要員）：6名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転・指示要員 | 運転員及び発電所対策本部要員 | 運転員：7名 発電所対策本部要員：38名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転・対処要員 | 重大事故等対策要員 | 運転員：7名 発電所対策本部要員（運転員を除く）：77名※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ガイドでの呼称 | 東海第二発電所における対応要員の呼称 | 人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転・初動要員 | 運転員及び災害対策要員（初動要員） | 当直（運転員）：7人※ ¹ 災害対策要員（初動要員）：4人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転・指示要員 | 運転員及び災害対策要員（指示要員） | 当直（運転員）：7人※ ¹ 災害対策要員（指示要員）：49人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転・対処要員 | 運転員及び災害対策要員 | 当直（運転員）：7人※ ¹ 災害対策要員：104人※ ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

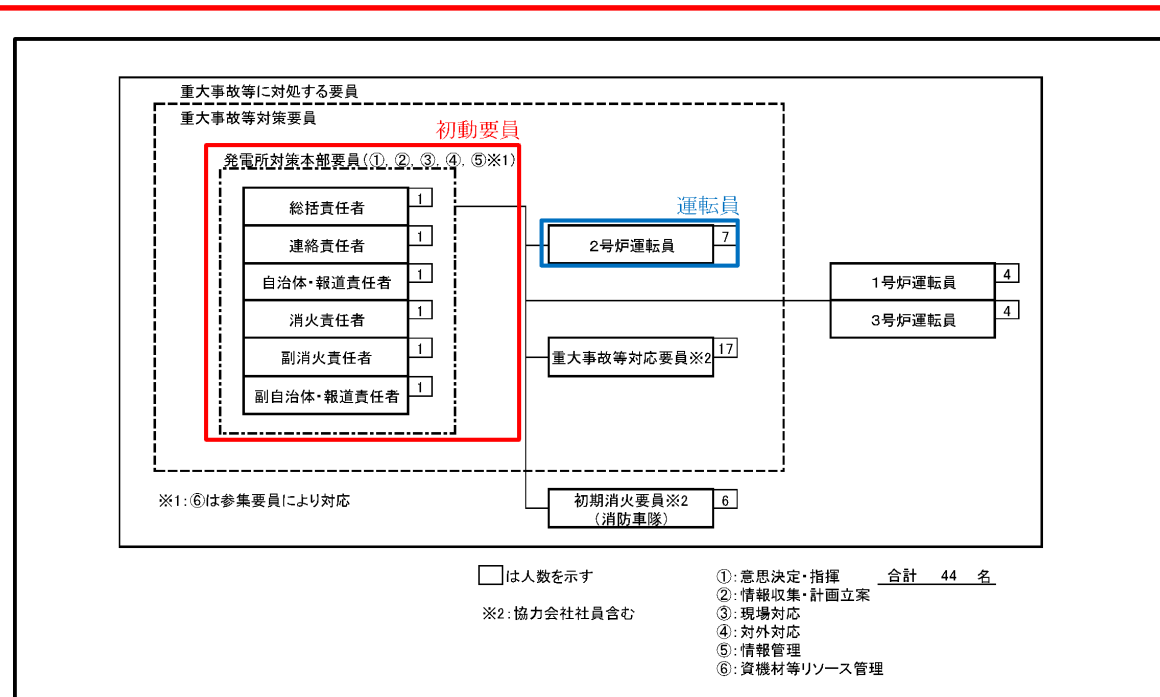
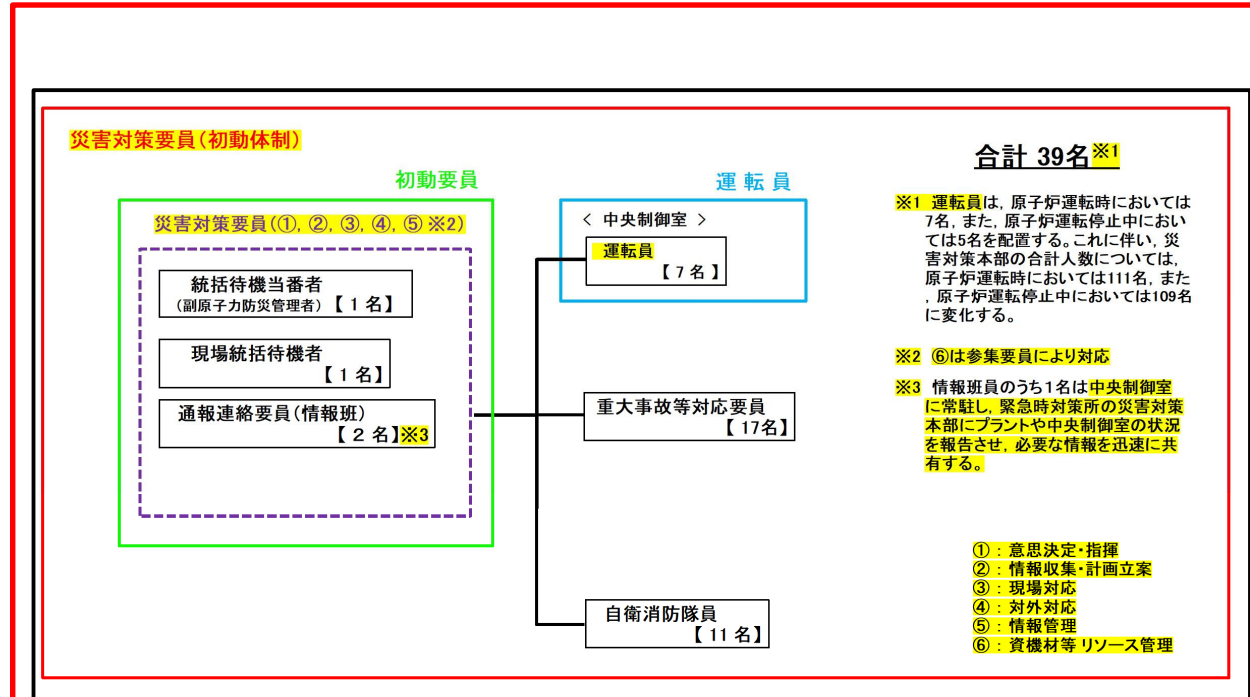


図3 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図
(夜間及び休日)



第3図 災害対策本部（初動体制） 体制図

・体制の相違

・記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

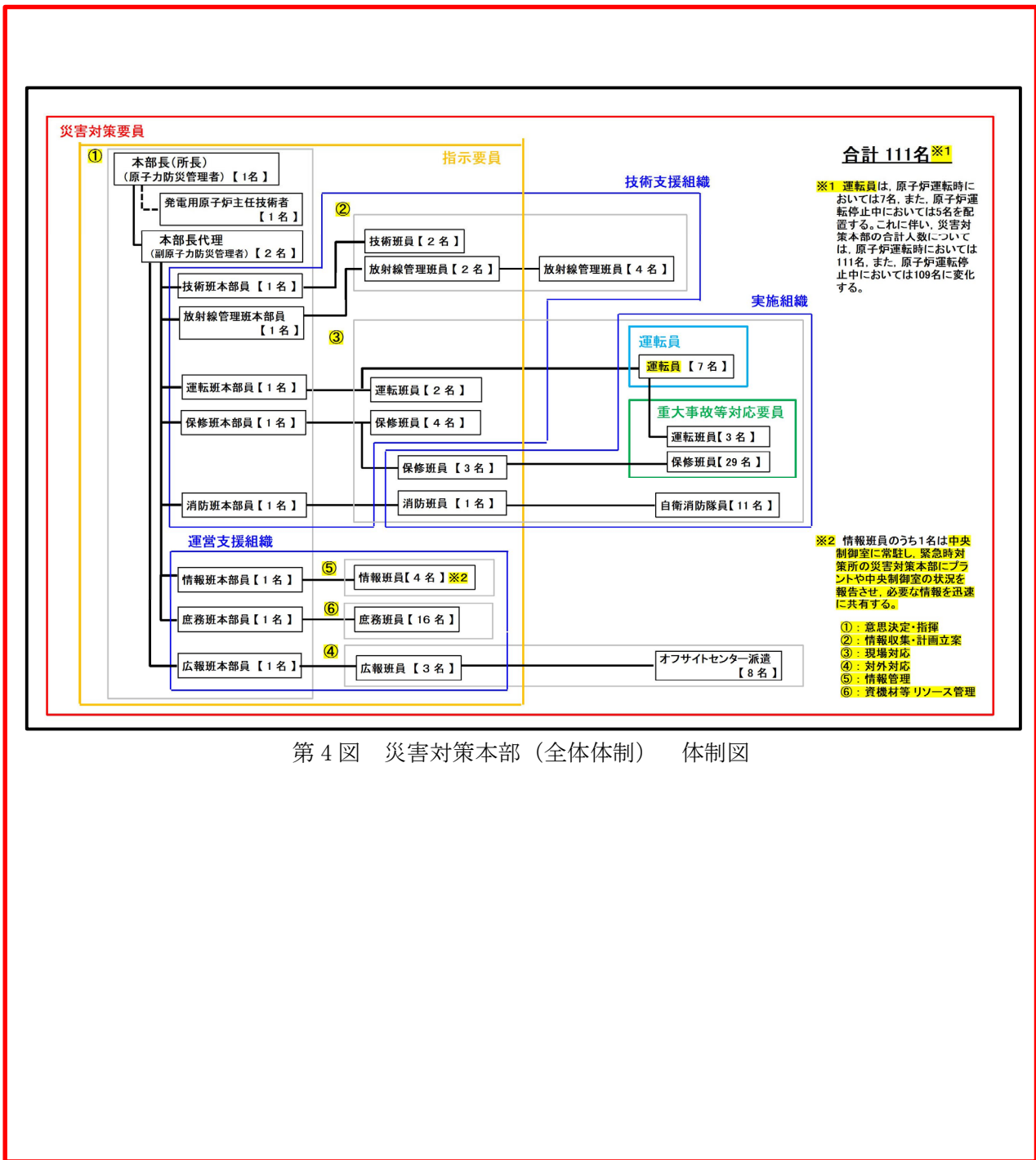
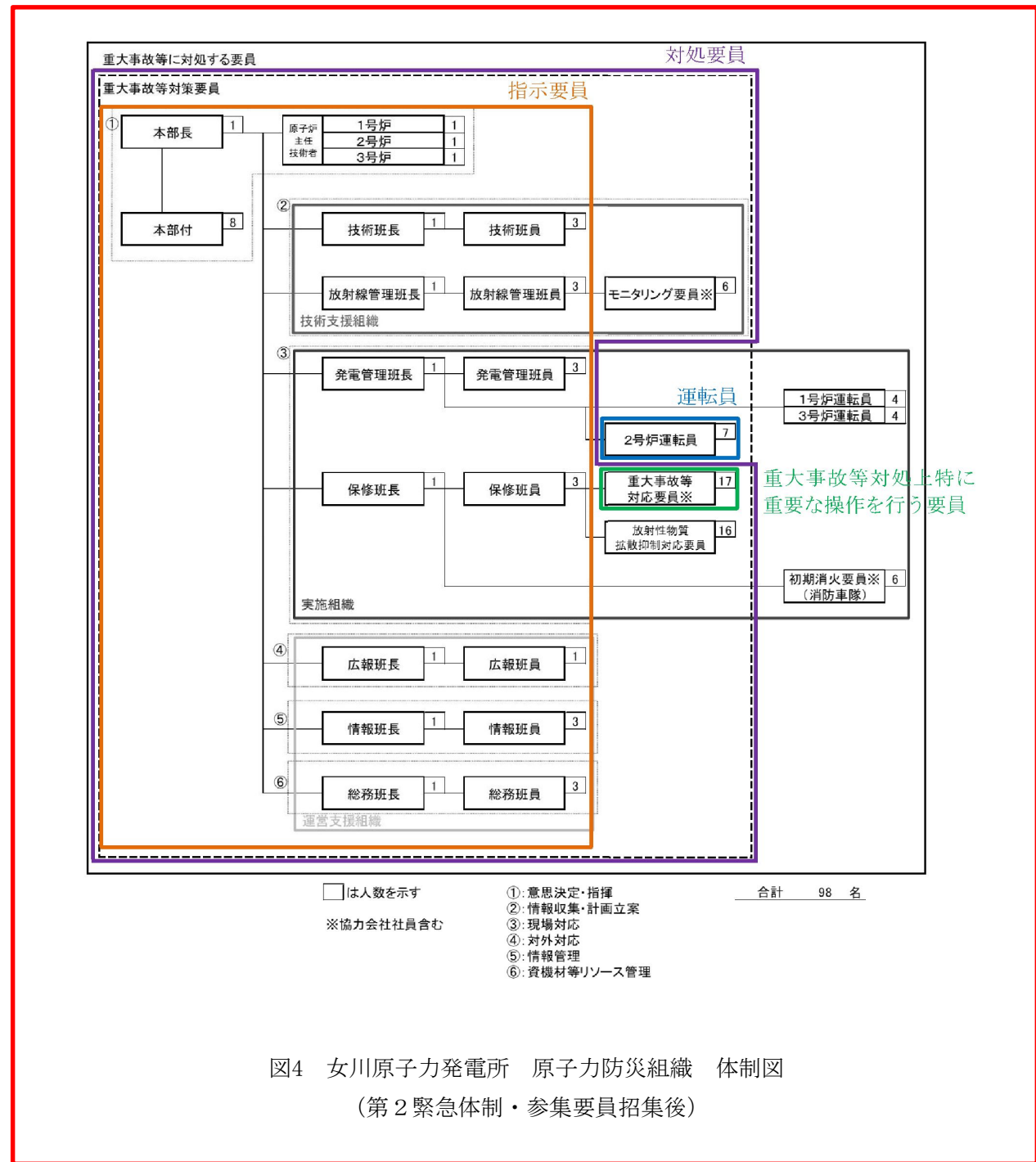
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由



・体制の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|---|---|
| <p>2. 実施手順</p> <p>予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施手順を以下のとおりとする。</p> <p>・周辺監視区域内の場合</p> <p>【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p>(1) 発電課長が発電所入構者より，異臭の連絡又は同一エリアでの複数の体調不良者の発生連絡を受けた際，有毒ガスによる影響が考えられる場合は，運転員に対して，自給式呼吸器着用を指示するとともに，ページング等により全入域者に対して退避及び当該建屋への立入規制を指示し，連絡責任者に連絡する。</p> <p>(2) 運転員は定められた着用手順に従い，自給式呼吸器を着用する。</p> <p>(3) 全入域者は立入規制に従い，退避を行う。</p> <p>【緊急時対策所の運転員以外の運転・初動要員に関する実施手順】</p> <p>(4) 連絡責任者は，運転員以外の運転・初動要員を招集する。</p> <p>(5) 総括責任者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者，休日・夜間は休日当番者）は，有毒ガスによる影響が考えられる場合は，発電所対策本部を設置する。</p> <p>(6) 発電所対策本部長（発電所長又はその代行者）は，運転員以外の運転・初動要員に対して自給式呼吸器着用を指示する。</p> <p>(7) 発電所対策本部長（発電所長又はその代行者）は，館内放送により全入構者に対して退避を指示する。</p> <p>(8) 運転員以外の運転・初動要員は定められた着用手順に従い，自給式呼吸器を着用する。</p> <p>(9) 全入構者は退避を行う。</p> <p>・周辺監視区域外の場合</p> <p>【緊急時対策所の運転員以外の運転・初動要員に関する実施手順】</p> <p>(1) 当番者又は発電所員が報道等により発電所周辺における有毒ガス発生情報を入手したら，連絡責任者に連絡する。</p> <p>(2) 連絡責任者は，運転員以外の運転・初動要員を招集する。</p> <p>(3) 総括責任者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者，休日・夜間は休日当番者）は，有毒ガスによる影響が考えられる場合は，発電所対策本部を設置する。</p> <p>(4) 発電所対策本部長（発電所長又はその代行者）は，発電課長に対して防護措置を指示するとともに，運転員以外の運転・初動要員に対して自給式呼吸器着用を指示する。</p> <p>(5) 運転員以外の運転・初動要員は定められた着用手順に従い，自給式呼吸器を着用する。</p> <p>(6) 発電所対策本部長（発電所長又はその代行者）は，館内放送により全入構者に対して退避を指示する。</p> | <p>2. 実施手順</p> <p>予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施手順を以下のとおりとする。</p> <p>・周辺監視区域内の場合</p> <p>【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p>(1) 当直発電長が発電所入構者より，異常の発生（有毒化学物質の漏えい，異臭の発生，同一エリアでの複数の体調不良者の発生）の連絡を受けた際，有毒ガスによる影響が考えられる場合は，運転員に対して，自給式呼吸用保護具着用を指示するとともに，送受話器（ページング）等により全入域者に対して退避及び立入規制を指示し，連絡責任者に連絡する。</p> <p>(2) 運転員は定められた手順に従い，自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(3) 全入域者は立入規制に従い，退避を行う。</p> <p>【緊急時対策所の運転員以外の運転・初動要員に関する実施手順】</p> <p>(4) 連絡責任者は，運転員以外の運転・初動要員を招集する。</p> <p>(5) 総括責任者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者，休日・夜間は総括待機当番者）は，有毒ガスによる影響が考えられる場合は，災害対策本部を設置する。</p> <p>(6) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は，運転員以外の運転・初動要員に対して自給式呼吸用保護具着用を指示する。</p> <p>(7) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は，所内放送により全入構者に対して退避を指示する。</p> <p>(8) 運転員以外の運転・初動要員は定められた手順に従い，自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(9) 全入構者は退避を行う。</p> <p>・周辺監視区域外の場合</p> <p>【緊急時対策所の運転員以外の運転・初動要員に関する実施手順】</p> <p>(1) 監視所又は発電所員が報道等により発電所周辺における有毒ガス発生情報を入手したら，連絡責任者に連絡する。</p> <p>(2) 連絡責任者は，運転員以外の運転・初動要員を招集する。</p> <p>(3) 総括責任者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者，休日・夜間は総括待機当番者）は，有毒ガスによる影響が考えられる場合は，災害対策本部を設置する。</p> <p>(4) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は，当直発電長に対して防護措置を指示するとともに，運転員以外の運転・初動要員に対して自給式呼吸用保護具着用を指示する。</p> <p>(5) 運転員以外の運転・初動要員は定められた着用手順に従い，自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(6) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は，所内放送等により全入構者に対して退避を指示する。</p> | <p>・要員名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・体制名称の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・体制の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・体制名称の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|---|--|
| <p>【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p>(7) 発電課長は運転員に対して，自給式呼吸器着用を指示するとともに，ページング等により全入域者に対して退避を指示する。</p> <p>(8) 運転員は定められた着用手順に従い，自給式呼吸器を着用する。</p> <p>(9) 全入構者及び全入域者は退避を行う。</p> | <p>【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p>(7) 当直発電長は運転員に対して，自給式呼吸用保護具着用を指示するとともに，送受話器（ページング）等により全入域者に対して退避を指示する。</p> <p>(8) 運転員は定められた着用手順に従い，自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(9) 全入構者及び全入域者は退避を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 ・記載表現の相違 ・設備名称の相違 |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------------------|---------------------------|----|----|----|--|----------------|---------------------------|----|-------|--|----|---------------|--|----------------------|--|--|--------------------|------------|------------|---|--|----------------|--------------------------|----|-----|----|--|----------------|--------------------------|----|-------|--|----|---------------|--|----------------------|--|--|--------------------|-----------------|----------------|---|
| <p>3. 酸素ポンベの必要配備数量</p> <p>(1) 防護対象者の人数</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所における必要要員数から，防護対象者となる人数を表2のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="163 577 1276 766"> <caption>表2 防護対象者となる人数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室 (運転員)</th> <th>緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>7人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 酸素ポンベ配備数量</p> <p>酸素ポンベの仕様から，1人当たりの必要数量を算定し，全要員に対する配備数量を表3のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="192 1155 1246 1711"> <caption>表3 全要員に対する酸素ポンベの配備数量</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室 (運転員)</th> <th>緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">酸素ポンベ</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td colspan="2">公称使用時間：360分/本</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンベ必要数量 (1人当たり)</td> <td colspan="2">①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンベ必要数量 (全要員)</td> <td>1本/人×7人=7本</td> <td>1本/人×6人=6本</td> </tr> </tbody> </table> | | 中央制御室 (運転員) | 緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員) | 人数 | 7人 | 6人 | | 中央制御室 (運転員) | 緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員) | 種類 | 酸素ポンベ | | 仕様 | 公称使用時間：360分/本 | | 酸素ポンベ必要数量 (1人当たり) | ①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人 | | 酸素ポンベ必要数量 (全要員) | 1本/人×7人=7本 | 1本/人×6人=6本 | <p>3. 自給式呼吸用保護具の必要配備数量について</p> <p>3.1 防護対象者の人数</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所における必要要員数から，防護対象者となる人数を設定した。防護対象者の人数を第2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1380 577 2478 766"> <caption>第2表 防護対象者の人数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室 (運転員)</th> <th>緊急時対策所 (災害対策要員(初動要員))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>8人*</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子炉運転時の中央制御室に常駐する運転員7人に，中央制御室に常駐する災害対策要員(情報班)1人を加えた人数とする。なお，原子炉運転停止中の運転員は，5人となる。</p> <p>3.2 酸素ポンベ等の配備数量</p> <p>酸素ポンベの仕様から，1人当たりの必要数量を算定し，全要員に対する配備数量を設定した。全要員に対する酸素ポンベの配備数量を第3表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1409 1155 2448 1711"> <caption>第3表 全要員に対する酸素ポンベの配備数量</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室 (運転員)</th> <th>緊急時対策所 (災害対策要員(初動要員))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">酸素ポンベ</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td colspan="2">公称使用時間：360分/本</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンベ必要数量 (1人当たり)</td> <td colspan="2">①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンベ必要数量 (全要員)</td> <td>8人*×1本/人 =8本</td> <td>3人×1本/人 =3本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子炉運転時の中央制御室に常駐する運転員7人に，中央制御室に常駐する災害対策要員(情報班)1人を加えた人数とする。なお，原子炉運転停止中の運転員は，5人となる。</p> | | 中央制御室 (運転員) | 緊急時対策所 (災害対策要員(初動要員)) | 人数 | 8人* | 3人 | | 中央制御室 (運転員) | 緊急時対策所 (災害対策要員(初動要員)) | 種類 | 酸素ポンベ | | 仕様 | 公称使用時間：360分/本 | | 酸素ポンベ必要数量 (1人当たり) | ①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人 | | 酸素ポンベ必要数量 (全要員) | 8人*×1本/人 =8本 | 3人×1本/人 =3本 | <p>・設備名称の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・防護対象者となる人数の相違</p> <p>・体制の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・防護対象者となる人数の相違</p> <p>・体制の相違</p> |
| | 中央制御室 (運転員) | 緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人数 | 7人 | 6人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中央制御室 (運転員) | 緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 酸素ポンベ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕様 | 公称使用時間：360分/本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酸素ポンベ必要数量 (1人当たり) | ①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酸素ポンベ必要数量 (全要員) | 1本/人×7人=7本 | 1本/人×6人=6本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中央制御室 (運転員) | 緊急時対策所 (災害対策要員(初動要員)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人数 | 8人* | 3人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中央制御室 (運転員) | 緊急時対策所 (災害対策要員(初動要員)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 酸素ポンベ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕様 | 公称使用時間：360分/本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酸素ポンベ必要数量 (1人当たり) | ①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酸素ポンベ必要数量 (全要員) | 8人*×1本/人 =8本 | 3人×1本/人 =3本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表


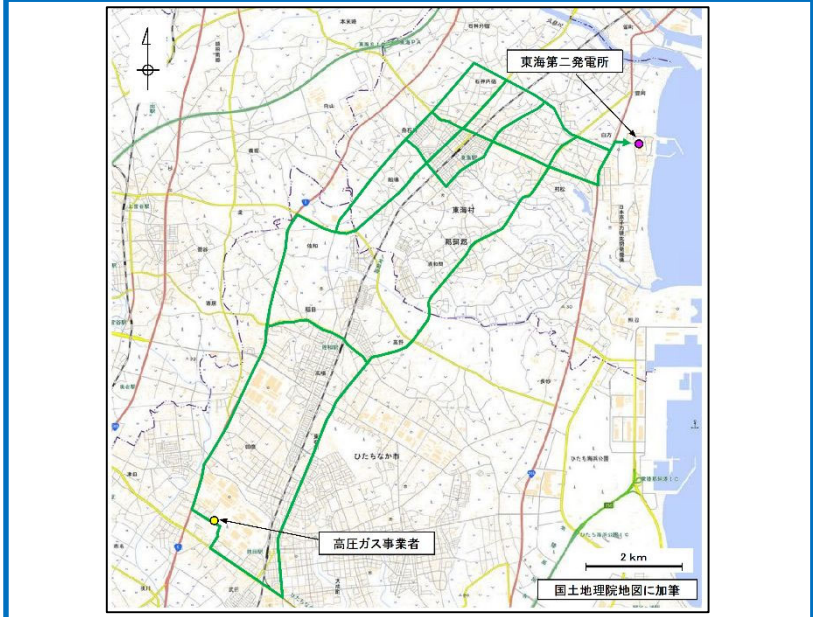
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|--|--|
| <p style="text-align: right;">別紙9-2</p> <p style="text-align: center;">バックアップの供給体制について</p> <p>1. 供給体制</p> <p>予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応が可能となるよう、発電所敷地外からの酸素ポンベの供給体制を図1のとおり整備する。バックアップの供給イメージを図2に示す。</p> <p>予期せず発生した有毒ガスに係る対応が発生した場合は、高圧ガス事業者にポンベの運搬を依頼する。連絡を受けた高圧ガス事業者は、酸素ポンベを運搬し、発電所正門等の発電所敷地外の受渡し場所にて発電所員との受渡しを行う。発電所員は発電所敷地外の受渡し場所から発電所敷地内へ運搬する。</p> <div data-bbox="157 808 1261 1249"></div> <p style="text-align: center;">図1 発電所敷地外からの酸素ポンベの供給体制</p> <div data-bbox="112 1344 1299 1795"></div> <p style="text-align: center;">図2 バックアップの供給イメージ</p> | <p style="text-align: right;">別紙12-2</p> <p style="text-align: center;">予期せず発生する有毒ガス防護に係るバックアップの供給体制について</p> <p>1. バックアップの供給体制</p> <p>予期せず発生する有毒ガスに対し、予備ポンベの数量を確保し、バックアップ用ポンベとして配備する。さらに、継続的な対応が可能となるよう、敷地外からの酸素ポンベの供給体制を第1図のとおり整備する。バックアップの供給イメージを第2図に示す。</p> <p>予期せず発生した有毒ガスに係る対応が発生した場合、担当室員は、高圧ガス事業者に酸素ポンベの運搬を依頼する。連絡を受けた高圧ガス事業者は、酸素ポンベを運搬し、発電所入口等にて発電所員との受渡しを行う。発電所員は発電所入口等の受渡し場所から発電所敷地内へ運搬する。</p> <div data-bbox="1454 766 2389 1270"></div> <p style="text-align: center;">第1図 バックアップの供給体制</p> <div data-bbox="1350 1375 2493 1816"></div> <p style="text-align: center;">第2図 バックアップの供給体制イメージ</p> | <ul style="list-style-type: none">資料番号の相違記載表現の相違記載表現の相違記載表現の相違記載表現の相違設備名称の相違記載表現の相違供給体制の相違受渡し場所及び要員の相違 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）


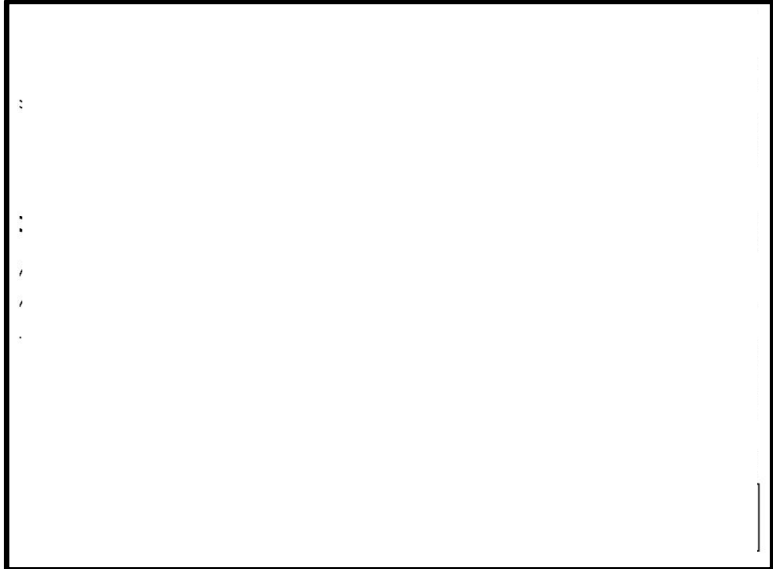
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|--|---|
| <p data-bbox="281 310 1133 865"><p data-bbox="510 814 905 844">図3 敷地外からの供給ルート</p><p data-bbox="112 905 273 934">2. 予備ボンベ</p><p data-bbox="112 947 1294 1024">発電所に保管する予備ボンベの数量は、高圧ガス事業者に連絡後、発電所まで何時間で到着できるかによる。</p><p data-bbox="112 1037 1308 1115">石巻市から供給する場合、約1日分のボンベを発電所内及びその近傍に配備し、約12時間おきに高圧ガス事業者から充填された酸素ボンベを受け取ることで対応が可能である。</p><p data-bbox="112 1171 1294 1249">予備ボンベについては、制御建屋及び緊急時対策建屋において、自給式呼吸器とともに転倒防止対策を施したうえで配備する。</p></p> | <p data-bbox="1774 226 2092 256">東海第二発電所 有毒ガス</p> <p data-bbox="1329 898 1489 928">2. 予備ボンベ</p> <p data-bbox="1329 940 2534 1018">発電所に保管する予備ボンベの数量は、高圧ガス事業者に連絡後、発電所に到着するまでの必要時間を考慮して設定している。</p> <p data-bbox="1329 1031 2534 1152">発電所に保管する予備ボンベは、約1日分を配備し、約12時間おきにひたちなか市の高圧ガス事業者から充填された酸素ボンベを受け取ることで対応が可能である。ひたちなか市の高圧ガス事業者からの供給ルートの例を第3図に示す。</p> <p data-bbox="1329 1165 2534 1243">予備ボンベについては、中央制御室及び緊急時対策所近傍において、転倒防止対策を施した上で配備する。配備予定場所を第4図及び第5図に示す。</p> <p data-bbox="1567 1255 2326 1885"><p data-bbox="1656 1843 2211 1873">第3図 発電所敷地外からの供給ルートの一例</p></p> | <p data-bbox="2564 317 2763 346">・記載箇所の相違</p> <p data-bbox="2564 947 2763 976">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2564 1037 2763 1066">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2564 1079 2763 1108">・立地の相違</p> <p data-bbox="2564 1171 2763 1201">・設備名称の相違</p> <p data-bbox="2564 1213 2763 1243">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2564 1304 2763 1333">・記載箇所の相違</p> |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--------------------------------|--|--|
| | <div data-bbox="1507 296 2356 877" style="border: 2px solid red; padding: 10px;">  </div> <p data-bbox="1516 898 2326 930">第4図 自給式呼吸用保護具予備ボンベ配備予定場所（中央制御室）</p> <div data-bbox="1567 1010 2288 1541" style="border: 2px solid red; padding: 10px;">  </div> <p data-bbox="1516 1619 2326 1650">第5図 自給式呼吸用保護具予備ボンベ配備予定場所（緊急時対策所）</p> | <p data-bbox="2555 317 2881 390">・ 予備ボンベ配備予定場所の記載の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--------------------------------|--|---|
| | <p style="text-align: right;">別紙13</p> <p style="text-align: center;">発電所構内の要員への影響について</p> <p>1. 固定源からの漏えいに対する検知 現状設置されている固定源のアンモニアは、その臭い（刺激臭）のしきい値が5-20ppm¹⁾であり、防護判断基準値（300ppm）と比較して十分に低い濃度の段階でパトロール者を含む所員はアンモニアの漏えいを認知し、退避することができる。また、漏えいの発見者は直ちに当直発電長へ連絡し、連絡を受けた当直発電長はページングにより所内周知することで、所員への影響を防ぐことができる。</p> <p>2. 重大事故等時に使用するアクセスルートへの影響 万が一対象薬品が漏えいした際の重大事故等時に使用するアクセスルートへの影響について、以下のとおり影響がないことを確認した。 仮に、重大事故等時に化学物質の漏えいが発生した場合においても、アクセスルートは短時間で通過することができる。アンモニアの防護判断基準値の根拠であるIDLH値は、「人間が30分間ばく露された場合、その物質が生命及び健康に対して危険な影響を即時に与える、又は避難能力を妨げるばく露レベルの濃度限度値」であることから、短時間通過する者への影響はない。 また、重大事故等時に使用するアクセスルートでの化学物質の漏えいに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認している。さらに、作業現場に向かう際に薬品防護具を携帯することとしており、薬品漏えいが発生していると考えられる場合には、薬品タンクの損壊及び漏えいの状況に応じて薬品防護具を着用し、対応操作現場に向かうこととしていることから、影響はない。</p> <p>3. 薬品防護具について</p> <p>(1) 配備箇所、配備予定数量 中央制御室：17セット 緊急時対策所：30セット</p> <p>(2) セット品（薬品防護具） ○汚染防護服 ○全面マスク ○チャコールフィルタ ○化学防護手袋 ○化学防護長靴 等</p> <p><参考文献> 1) 危険物ハンドブック（ギェンター・ホンメル編，1991）</p> | <p>・東海第二の敷地内固定源における発電所構内の要員への影響についての説明資料であり比較対象なし</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|---|--|
| <p style="text-align: right;">別紙10</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護に係る規則等への適合性について</p> <p>1. 改正規則等への適合性について</p> <p>1.1 改正規則等において追加された事項</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）において、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）が、有毒ガスが発生した場合でも必要な操作を行えるよう、吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護判断基準値以下とするために必要な設備を求めることが明確化された。具体的な改正点は、以下の 1.1.1 から 1.1.3 に示すとおり。</p> <p style="color: green;">なお、緊急時制御室の運転員に対する防護については、特定重大事故等対処施設に関連するため、別途説明する。</p> <p>1.1.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項 （改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・設置許可基準規則（第二十六条）・設置許可基準規則の解釈（第 26 条） <p>設置許可基準規則（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>（原子炉制御室等）</p><p>第二十六条</p><p>1～2 （略）</p><p>3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p><p>一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置</p><p>二 （略）</p></div> | <p style="text-align: right;">別紙 14</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護に係る規則等への適合性について</p> <p>1. 改正規則等への適合性について</p> <p>1.1 改正規則等において追加された事項</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）において、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）が、有毒ガスが発生した場合でも必要な操作を行えるよう、吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護判断基準値以下とするために必要な設備を求めることが明確化された。具体的な改正点は、以下の 1.1.1 から 1.1.3 に示すとおり。</p> <p>1.1.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項 （改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・設置許可基準規則（第二十六条）・設置許可基準規則の解釈（第 26 条） <p>設置許可基準規則（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>（原子炉制御室等）</p><p>第二十六条 （略）</p><p>1～2 （略）</p><p>3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p><p>一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置</p><p>二 （略）</p></div> | <p style="color: green;">・記載表現の相違</p> <p style="color: blue;">・記載方針の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|---|---|
| <p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）</p> <p>第26条（原子炉制御室等）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第3項に規定する「従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が原子炉制御室に接近できるよう通路が確保されていること、及び従事者が原子炉制御室に適切な期間滞在できること、並びに従事者の交替等のため接近する場合においては、放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策が採り得ることをいう。<u>「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含む。</u></p> <p>6 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、<u>運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。</u></p> <p>（注）変更又は追加箇所を下線部で示す。</p> <p>1.1.2 緊急時対策所における有毒ガス防護に係る事項 （改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・設置許可基準規則（第三十四条）・設置許可基準規則の解釈（第34条） <p>設置許可基準規則（抜粋）</p> <p>（緊急時対策所）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 <u>緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</u></p> <p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）</p> <p>第34条（緊急時対策所）</p> <p>1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、<u>指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</u></p> <p>（注）変更又は追加箇所を下線部で示す。</p> | <p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）</p> <p>第26条（原子炉制御室等）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第3項に規定する「従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が原子炉制御室に接近できるよう通路が確保されていること、及び従事者が原子炉制御室に適切な期間滞在できること、並びに従事者の交替等のため接近する場合においては、放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策が採り得ることをいう。<u>「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含む。</u></p> <p>6 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、<u>運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。</u></p> <p>1.1.2 緊急時対策所における有毒ガス防護に係る事項 （改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・設置許可基準規則（第三十四条）・設置許可基準規則の解釈（第34条） <p>設置許可基準規則（抜粋）</p> <p>（緊急時対策所）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 <u>緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</u></p> <p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）</p> <p>第34条（緊急時対策所）</p> <p>1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、<u>指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</u></p> <p>（注）変更又は追加箇所を下線部で示す。</p> | <p>差異理由</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|---|------------------|
| <p>1.1.3 有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員，緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護に係る事項（改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（以下「技術的能力審査基準」という。） <p>技術的能力審査基準（抜粋）</p> <p>Ⅲ 要求事項の解釈</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項の解釈</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>【要求事項】 (略)</p> <p>【解釈】</p> <p>1 手順書の整備は、以下によること。</p> <p>a)～f) (略)</p> <p>g) <u>有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作（常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続をいう。）を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護に関し、次の①から③までに掲げる措置を講じることが定める方針であること。</u></p> <p>① <u>運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備すること。</u></p> <p>② <u>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の着用等運用面の対策を行うこと。</u></p> <p>③ <u>設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a)～k) (略)</p> <p>1) <u>運転・対処要員の防護に関し、次の①及び②に掲げる措置を講じることが定める方針であること。</u></p> <p>① <u>運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備すること。</u></p> <p>② <u>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備等を行うこと。</u></p> | <p>1.1.3 有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に係る事項（改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（以下「技術的能力審査基準」という。） <p>技術的能力審査基準（抜粋）</p> <p>Ⅲ 要求事項の解釈</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項の解釈</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>【要求事項】 (略)</p> <p>【解釈】</p> <p>1 手順書の整備は、以下によること。</p> <p>a)～f) (略)</p> <p>g) <u>有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作（常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続をいう。）を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護に関し、次の①から③に掲げる措置を講じることが定める方針であること。</u></p> <p>① <u>運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備すること。</u></p> <p>② <u>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の着用等運用面の対策を行うこと。</u></p> <p>③ <u>設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a)～k) (略)</p> <p>1) <u>運転・対処要員の防護に関し、次の①及び②に掲げる措置を講じることが定める方針であること。</u></p> <p>① <u>運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備すること。</u></p> <p>② <u>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備等を行うこと。</u></p> | <p>・ 適用範囲の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|--|---|
| <p>(注) 変更又は追加箇所を下線部で示す。</p> <p>1.2 改正規則等への適合性</p> <p>1.2.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項</p> <p>設置許可基準規則第二十六条第3項第1号にて、「原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けることが追加要求された。</p> <p>上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定した。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定した。固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価を実施した。その結果、固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が最大方位であっても有毒ガス防護判断基準値を下回り、設置許可基準規則第二十六条第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。評価結果は、本文「6. まとめ」に示す。</p> <p>以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。</p> <p>1.2.2 原子炉制御室の追加要求事項に対する適合のための設計方針</p> <p>3の一について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> | <p>1.2 改正規則等への適合性</p> <p>1.2.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項</p> <p>設置許可基準規則第二十六条第3項第1号にて、「原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けることが追加要求された。</p> <p>上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定し、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定した。その結果、固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が最大方位であっても有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する割合の和が1を下回り、設置許可基準規則第二十六条第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。また、可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気系の隔離、防護具の着用等の対策により運転員を防護することとした。評価結果は、本文「6. まとめ」に示す。</p> <p>以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。</p> <p>1.2.2 原子炉制御室の追加要求事項に対する適合のための設計方針</p> <p>第3項第1号について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気系の隔離等の対策により、運転員</p> | <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・評価結果の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|---|--|
| <p>1.2.3 緊急時対策所における有毒ガス防護に係る事項</p> <p>設置許可基準規則第三十四条第2項にて、「緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備」を設けることが追加要求された。</p> <p>上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定し、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保管量等は現場の状況を踏まえ評価条件を設定した。その結果、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、最大方位であっても有毒ガス防護判断基準値を下回り、設置許可基準規則第三十四条第2項に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。評価結果は、本文「6.まとめ」に示す。</p> <p>以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが緊急時対策所の当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。</p> <p>1.2.4 緊急時対策所の追加要求事項に対する適合のための設計方針</p> <p>2について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> | <p>を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>1.2.3 緊急時対策所における有毒ガス防護に係る事項</p> <p>設置許可基準規則第三十四条第2項にて、「緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内の有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備」を設けることが追加要求された。</p> <p>上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定し、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定した。その結果、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が最大方位であっても有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する割合の和が1を下回り、設置許可基準規則第三十四条第2項に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。また、可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により当該要員を防護することとした。評価結果は、本文「6.まとめ」に示す。</p> <p>以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが緊急時対策所の当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。</p> <p>1.2.4 緊急時対策所の追加要求事項に対する適合のための設計方針</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> | <p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none">・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違・評価結果の相違・スクリーニング評価の対象の相違・記載表現の相違・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違 |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|---|---|
| <p>1.2.5 有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護に係る事項</p> <p>技術的能力審査基準（Ⅲ 要求事項の解釈 1. 0 共通事項）にて、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関して、措置を講じることが追加要求された。</p> <p>規則改正を踏まえ、有毒ガス発生時に、運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることにより、事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を整備するとともに、予期せぬ有毒ガスが発生した場合に事故対策に必要な各種の指示，操作を行うための手順と体制，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備することとしており，改正規則に適合する。</p> <p>1.2.6 技術的能力審査基準の追加要求事項に対する適合性</p> <p>1について</p> <p>有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。固定源及び可動源に対しては，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合に，発電課長等に連絡し，発電課長等は連絡責任者を經由して通信連絡設備により，発電所の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。</p> <p>3について</p> <p>有毒ガス発生時に，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。固定源及び可動源に対しては，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員に対して防護具を配備することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう体制を整備する。</p> | <p>1.2.5 有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に係る事項</p> <p>技術的能力審査基準（Ⅲ 要求事項の解釈 1. 0 共通事項）にて，有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関して，措置を講じることが追加要求された。</p> <p>規則改正を踏まえ，有毒ガス発生時に，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を整備するとともに，予期せぬ有毒ガスが発生した場合に事故対策に必要な各種の指示，操作を行うための手順と体制，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備することとしており，改正規則に適合する。</p> <p>1.2.6 技術的能力審査基準の追加要求事項に対する適合性</p> <p>1について</p> <p>有毒ガス発生時に，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。固定源に対しては，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては，換気空調設備の隔離等により，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合，当直発電長に連絡し，当直発電長が通信連絡設備により，発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。</p> <p>3について</p> <p>有毒ガス発生時に，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるように，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。固定源に対しては，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては，換気空調設備の隔離等により，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員に対して防護具を配備することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう体制を整備する。</p> | <p>・適用範囲の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|---|---------------------------------|
| <p>1.3 変更申請に係る規則への適合性</p> <p>本規則改正に伴う既許可申請書での関係条文を整理した結果を添付資料1に示す。</p> <p>今回申請の関係条文は、第三条～第十三条、第二十六条、第三十四条、第三十五条、第四十二条及び第六十二条であるが、これらのうち第二十六条及び第三十四条への適合性は、1.2に示すとおりである。その他の関係条文については、発電用原子炉施設、設計基準対象施設又は安全施設全般に関係するものであるが、添付資料1に示すとおり、有毒ガス防護に係る本申請においては、既存設備の変更はないことから、既許可申請書の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>1.4 有毒ガス防護に係る後段規制について</p> <p>有毒ガス防護に係る後段規制について、整理した結果を添付資料2に示す。</p> | <p>1.3 有毒ガス防護に係る規則への適合性</p> <p>本規則改正に伴う既許可申請書での関係条文を整理した結果を添付資料1に示す。</p> <p>今回申請の関係条文は、第三条～第十三条、第二十六条、第三十四条、第三十五条、第四十二条及び第六十二条であるが、これらのうち第二十六条及び第三十四条への適合性は、1.2に示すとおりである。その他の関係条文については、発電用原子炉施設、設計基準対象施設又は安全施設全般に関係するものであるが、添付資料1に示すとおり、有毒ガス防護に係る本申請においては、既存設備の変更はないことから、既許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>1.4 有毒ガス防護に係る後段規制について</p> <p>有毒ガス防護に係る後段規制について、整理した結果を添付資料2に示す。</p> | <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--|----|----------|---|--------------------------------------|--------|---|---------------------------------|-----------------|---|---|----------------|---|--|----------------|---|--|---------------------|---|---|---------------------------|---|--|----------------|---|--|-----------------|---|---|-------------|---|------------------------------------|--------------|---|-------------------------------------|---|-------------|---------|----|----------|---|--------------------------------------|--------|---|---------------------------------|-----------------|---|---|----------------|---|--|----------------|---|--|---------------------|---|---|---------------------------|---|--|----------------|---|--|-----------------|---|---|-------------|---|------------------------------------|--------------|---|-------------------------------------|--|
| <p style="text-align: right;">添付資料 1</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス防護に係る規則等の改正に伴う条文整理表</p> <p>女川原子力発電所 2号炉の有毒ガス防護に係る規則等の改正に伴い、設置許可基準規則の各条文との関係について、下表に整理結果を示す。</p> <p style="text-align: right;">【凡例】○：関係条文 ×：関係なし</p> <table border="1" data-bbox="154 661 1267 1816"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 条文</th> <th>関係性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条 適用範囲</td> <td>×</td> <td>適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。</td> </tr> <tr> <td>第2条 定義</td> <td>×</td> <td>用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。</td> </tr> <tr> <td>第3条 設計基準対象施設の地盤</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第4条 地震による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第5条 津波による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</td> <td>○</td> <td>発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第8条 火災による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第9条 溢水による損傷の防止等</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第10条 誤操作の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第11条 安全避難通路等</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。</td> </tr> </tbody> </table> | 設置許可基準規則 条文 | 関係性 | 備考 | 第1条 適用範囲 | × | 適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。 | 第2条 定義 | × | 用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。 | 第3条 設計基準対象施設の地盤 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。 | 第4条 地震による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。 | 第5条 津波による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。 | 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。 | 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | ○ | 発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。 | 第8条 火災による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。 | 第9条 溢水による損傷の防止等 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。 | 第10条 誤操作の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。 | 第11条 安全避難通路等 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。 | <p style="text-align: right;">添付資料 1</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所 有毒ガス防護に係る規則等の改正に伴う条文整理表</p> <p>東海第二発電所の有毒ガス防護に係る規則等の改正に伴い、設置許可基準規則の各条文との関係について、下表に整理結果を示す。</p> <p style="text-align: right;">【凡例】○：関係条文 ×：関係なし</p> <table border="1" data-bbox="1374 661 2487 1816"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 条文</th> <th>条文との関係性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条 適用範囲</td> <td>×</td> <td>適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。</td> </tr> <tr> <td>第2条 定義</td> <td>×</td> <td>用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。</td> </tr> <tr> <td>第3条 設計基準対象施設の地盤</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第4条 地震による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第5条 津波による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</td> <td>○</td> <td>発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第8条 火災による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第9条 溢水による損傷の防止等</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第10条 誤操作の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第11条 安全避難通路等</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">・記載表現の相違</p> | 設置許可基準規則 条文 | 条文との関係性 | 備考 | 第1条 適用範囲 | × | 適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。 | 第2条 定義 | × | 用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。 | 第3条 設計基準対象施設の地盤 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。 | 第4条 地震による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。 | 第5条 津波による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。 | 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。 | 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | ○ | 発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。 | 第8条 火災による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。 | 第9条 溢水による損傷の防止等 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。 | 第10条 誤操作の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。 | 第11条 安全避難通路等 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。 | |
| 設置許可基準規則 条文 | 関係性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1条 適用範囲 | × | 適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 定義 | × | 用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条 設計基準対象施設の地盤 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4条 地震による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5条 津波による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | ○ | 発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8条 火災による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9条 溢水による損傷の防止等 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10条 誤操作の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11条 安全避難通路等 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置許可基準規則 条文 | 条文との関係性 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1条 適用範囲 | × | 適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 定義 | × | 用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条 設計基準対象施設の地盤 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4条 地震による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5条 津波による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | ○ | 発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8条 火災による損傷の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9条 溢水による損傷の防止等 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10条 誤操作の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11条 安全避難通路等 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | | | | 東海第二発電所 有毒ガス | | | | 差異理由 |
|--------------------------------|---------------------------|-----|--|--------------|---------------------------|---------|--|--|
| 設置許可基準規則 条文 | | 関係性 | 備考 | 設置許可基準規則 条文 | | 条文との関係性 | 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 |
| 第12条 | 安全施設 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，安全施設に変更はない。 | 第12条 | 安全施設 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，安全施設に変更はない。 | |
| 第13条 | 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に変更はない。 | 第13条 | 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に関する解析及び評価に変更はない。 | |
| 第14条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第14条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第15条 | 炉心等 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，炉心等に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第15条 | 炉心等 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，炉心等に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第16条 | 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第16条 | 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第17条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから，関係条文ではない。 | 第17条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第18条 | 蒸気タービン | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，蒸気タービンに該当しないことから，関係条文ではない。 | 第18条 | 蒸気タービン | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，蒸気タービンに該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第19条 | 非常用炉心冷却設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，非常用炉心冷却設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第19条 | 非常用炉心冷却設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，非常用炉心冷却設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第20条 | 一次冷却材の減少分を補給する設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，一次冷却材の減少分を補給する設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第20条 | 一次冷却材の減少分を補給する設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，一次冷却材の減少分を補給する設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第21条 | 残留熱を除去することができる設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，残留熱を除去することができる設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第21条 | 残留熱を除去することができる設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，残留熱を除去することができる設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第22条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第22条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第23条 | 計測制御系統施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，計測制御系統施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第23条 | 計測制御系統施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，計測制御系統施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第24条 | 安全保護回路 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，安全保護回路に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第24条 | 安全保護回路 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，安全保護回路に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第25条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第25条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，関係条文ではない。 | |

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | | | | 東海第二発電所 有毒ガス | | | | 差異理由 |
|--------------------------------|--------------------|-----|---|--------------|--------------------|---------|---|----------|
| 設置許可基準規則 条文 | | 関係性 | 備考 | 設置許可基準規則 条文 | | 条文との関係性 | 備考 | ・記載表現の相違 |
| 第26条 | 原子炉制御室等 | ○ | 有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。 | 第26条 | 原子炉制御室等 | ○ | 有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。 | |
| 第27条 | 放射性廃棄物の処理施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射性廃棄物の処理施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第27条 | 放射性廃棄物の処理施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射性廃棄物の処理施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第28条 | 放射性廃棄物の貯蔵施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射性廃棄物の貯蔵施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第28条 | 放射性廃棄物の貯蔵施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射性廃棄物の貯蔵施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第29条 | 工場等周辺における直接線等からの防護 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，敷地境界における線量率の変更はないことから，関係条文ではない。 | 第29条 | 工場等周辺における直接線等からの防護 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，敷地境界における線量率の変更はないことから，関係条文ではない。 | |
| 第30条 | 放射線からの放射線業務従事者の防護 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射線からの放射線業務従事者の防護に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第30条 | 放射線からの放射線業務従事者の防護 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射線からの放射線業務従事者の防護の変更はないことから，関係条文ではない。 | |
| 第31条 | 監視設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，監視設備の変更はないことから，関係条文ではない。 | 第31条 | 監視設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，監視設備の変更はないことから，関係条文ではない。 | |
| 第32条 | 原子炉格納施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，原子炉格納施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第32条 | 原子炉格納施設 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，原子炉格納施設に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第33条 | 保安電源設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，保安電源設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | 第33条 | 保安電源設備 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，保安電源設備に該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第34条 | 緊急時対策所 | ○ | 有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。 | 第34条 | 緊急時対策所 | ○ | 有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。 | |
| 第35条 | 通信連絡設備 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するため，有毒ガス発生時の連絡手段として通信連絡設備を利用するが，通信連絡設備に変更はない。 | 第35条 | 通信連絡設備 | ○ | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するため，有毒ガス発生時の連絡手段として通信連絡設備を利用するが，通信連絡設備に変更はない。 | |
| 第36条 | 補助ボイラー | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，補助ボイラーに該当しないことから，関係条文ではない。 | 第36条 | 補助ボイラー | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，補助ボイラーに該当しないことから，関係条文ではない。 | |
| 第37条 | 重大事故等の拡大の防止等 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，重大事故等対処施設ではないことから，関係条文ではない。 | 第37条 | 重大事故等の拡大の防止等 | × | 有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，重大事故等対処施設ではないことから，関係条文ではない。 | |
| 第38条 | 重大事故等対処施設の地盤 | × | 同上 | 第38条 | 重大事故等対処施設の地盤 | × | 同上 | |
| 第39条 | 地震による損傷の防止 | × | 同上 | 第39条 | 地震による損傷の防止 | × | 同上 | |
| 第40条 | 津波による損傷の防止 | × | 同上 | 第40条 | 津波による損傷の防止 | × | 同上 | |
| 第41条 | 火災による損傷の防止 | × | 同上 | 第41条 | 火災による損傷の防止 | × | 同上 | |
| 第42条 | 特定重大事故等対処施設 | ○ | 有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。 | 第42条 | 特定重大事故等対処施設 | ○ | 有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。 | |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護に係る後段規制について</p> <p style="text-align: right;">社内文書 品質マネジメント文書</p> | <p style="text-align: center;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護に係る後段規制について</p> <p style="text-align: right;">社内文書 品質マネジメント文書</p> | <p style="text-align: center;">差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング評価の対象、運用の相違 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表


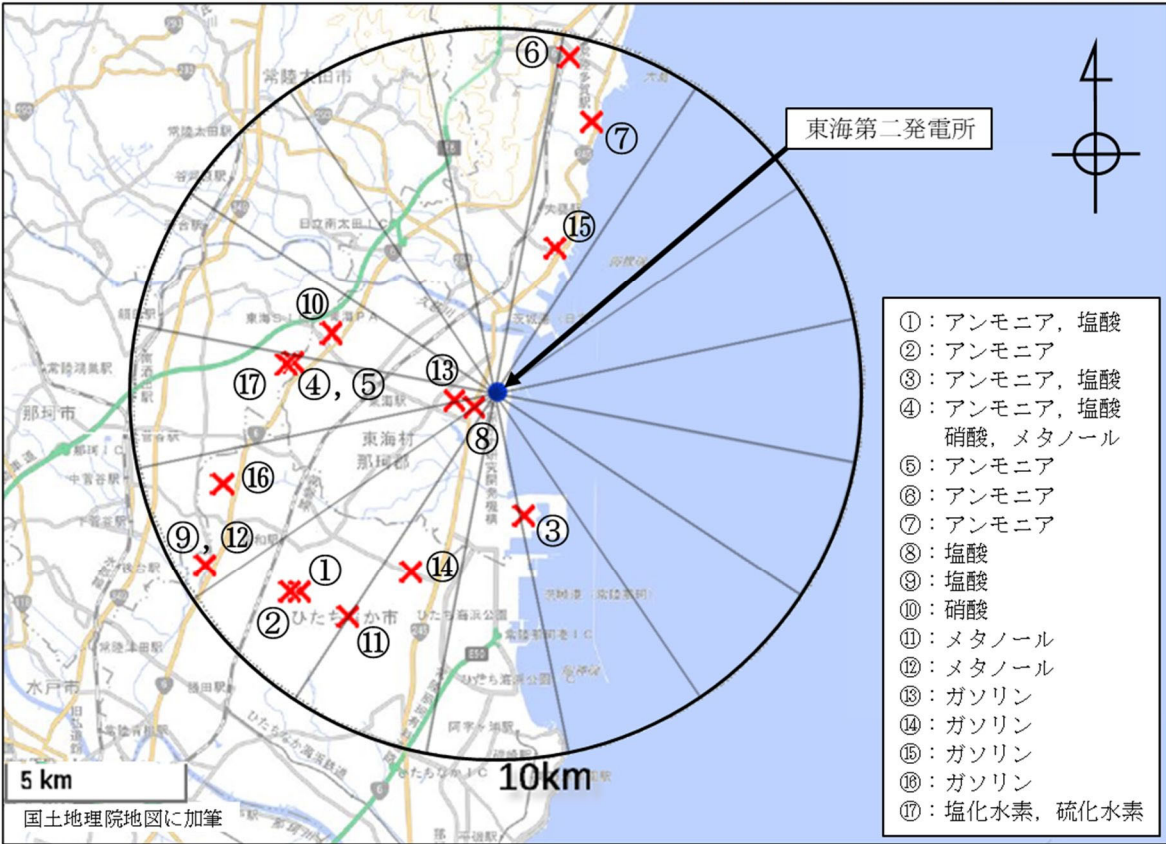
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: right;">別紙12</p> <p style="text-align: center;">スクリーニング評価に用いる相対濃度について</p> <p>女川原子力発電所のスクリーニング評価においては、評価対象として特定された敷地外固定源であるアンモニアと評価点との位置関係（方位及び距離）及び女川原子力発電所の安全解析に使用している気象（2012年1月～2012年12月）より、評価点における相対濃度を求め、当該相対濃度と敷地外固定源からの有毒ガスの放出率から、評価点における有毒ガス濃度を評価している。</p> <p>以下に、相対濃度の算出に係る条件及び相対濃度評価結果を示す。 なお、スクリーニング評価においては、評価の保守性の観点から、敷地外固定源と評価点との高低差を考慮せず、地上放出として取り扱っている。</p> <p>1. 敷地外固定源と評価点との位置関係について</p> <p>本評価においては、位置情報は地理情報システム（GIS）を用いて求めている。GISは、地理空間情報の地理的な把握又は分析が可能であることから、国内においてその活用が推進されており、官公庁においても活用されているシステムである。</p> | <p style="text-align: right;">別紙15</p> <p style="text-align: center;">有毒ガスの外気濃度の評価について</p> <p>東海第二発電所の有毒ガス濃度の評価においては、スクリーニング評価対象として特定された敷地内外の固定源における蒸発率（液体状の発生源）又は質量放出率（ガス状の発生源）に、評価点における大気拡散効果（相対濃度）を考慮し、評価点での有毒ガスの外気濃度を評価している。</p> <p>また、評価に当たっては、東海第二発電所の安全解析に使用している気象期間（2005年4月～2006年3月）のデータを用い、毎時の外気濃度を評価し、小さい方から並べて97%値に相当する値を有毒ガス濃度の評価結果とした。</p> <p>詳細な評価方法を以下に示す。</p> <p>1. 敷地内外固定源について</p> <p>本評価においては、位置情報は地理情報システム（GIS）を用いて求めている。GISは、地理空間情報の地理的な把握又は分析が可能であることから、国内においてその活用が推進されており、官公庁においても活用されているシステムである。</p> <p>(1) 敷地内固定源について</p> <p>敷地内固定源については、東海第二発電所に貯蔵保管されている全ての有毒化学物質を調査し、スクリーニング評価の対象となる有毒化学物質を特定した。その結果、スクリーニング評価対象物質としてアンモニアが特定された。</p> <p>敷地内固定源の位置を第1図に示す。</p> <div data-bbox="1507 1365 2350 1911" style="border: 2px solid red; width: 284px; height: 260px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 敷地内固定源の位置</p> | <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載箇所の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

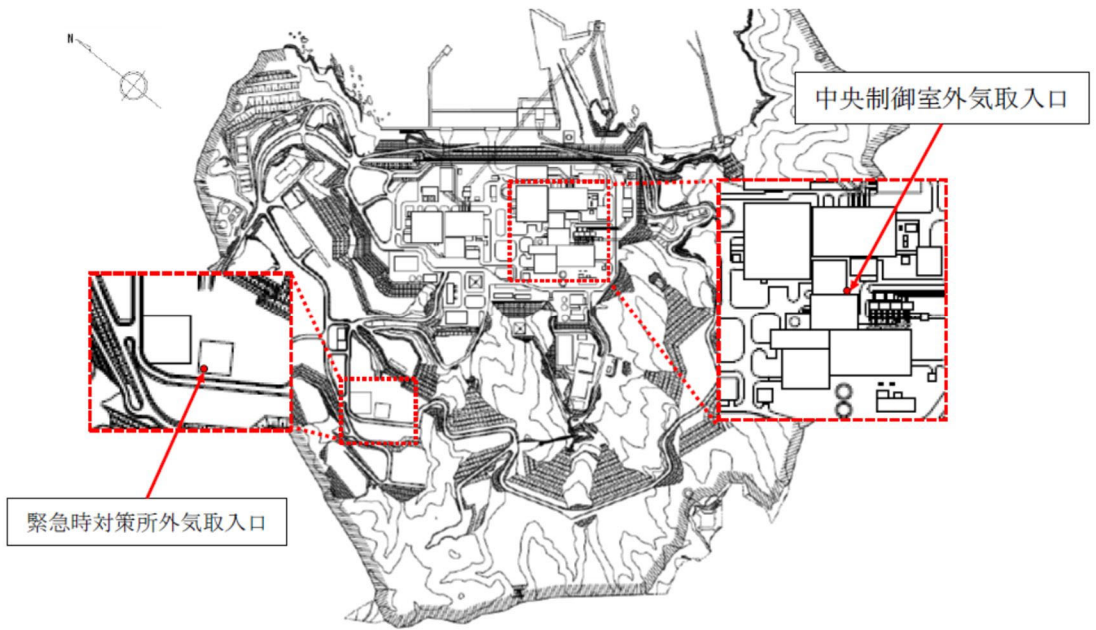
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|--|---|
| <p>(1) 敷地外固定源の位置</p> <p>女川原子力発電所において、中央制御室から半径 10km 以内の敷地外固定源について調査した結果、高圧ガス保安法に基づく届出情報より、スクリーニング評価の対象としてアンモニアが抽出された。</p> <p>女川原子力発電所の中央制御室と敷地外固定源（アンモニア）の位置関係を図1に示す。</p>  <p>図1 女川原子力発電所と敷地外固定源との位置関係</p> | <p>(2) 敷地外固定源について</p> <p>敷地外固定源については、中央制御室から半径 10 km以内の敷地外固定源について調査した。調査の結果、消防法及び高圧ガス保安法に基づく届出情報より、スクリーニング評価対象物質としてアンモニア、塩酸、硝酸、メタノール、ガソリン、硫化水素、塩化水素が特定された。</p>  <p>第2図 敷地外固定源の位置</p> | <p>・敷地外固定源の調査結果の相違</p> |
| <p>(2) 有毒ガス濃度の評価点について</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所における有毒ガス濃度の評価では、原子炉制御室等外評価点における濃度の有毒ガスが、原子炉制御室等の換気空調設備の通常運転モードで原子炉制御室等に取り込まれると仮定することから、原子炉制御室等外評価点における有毒ガス濃度を評価するものとし、中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口を評価点としている</p> <p>原子炉制御室等外評価点を図2に示す。</p> | <p>2. 評価点の設定について</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所における有毒ガス濃度を評価するに当たり、評価点を設定する。中央制御室及び緊急時対策所の外気取入口が設置されている位置を原子炉制御室等外評価点とし、この原子炉制御室等外評価点での有毒ガス濃度を評価する。</p> <p>また、重要操作地点についても評価する。</p> <p>原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点を第3図に示す。</p> | <p>・記載表現の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

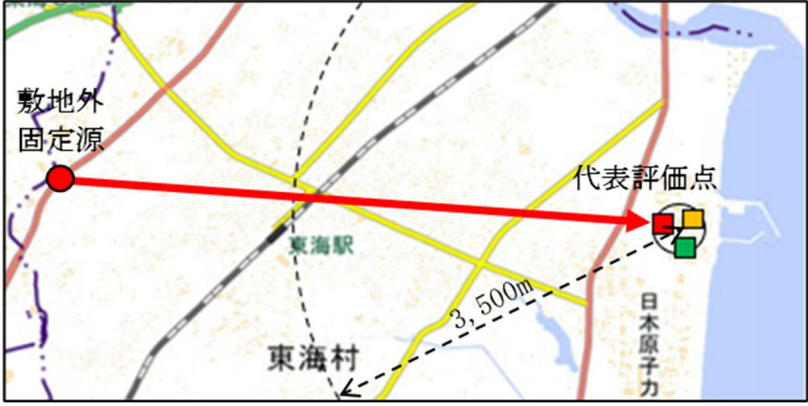
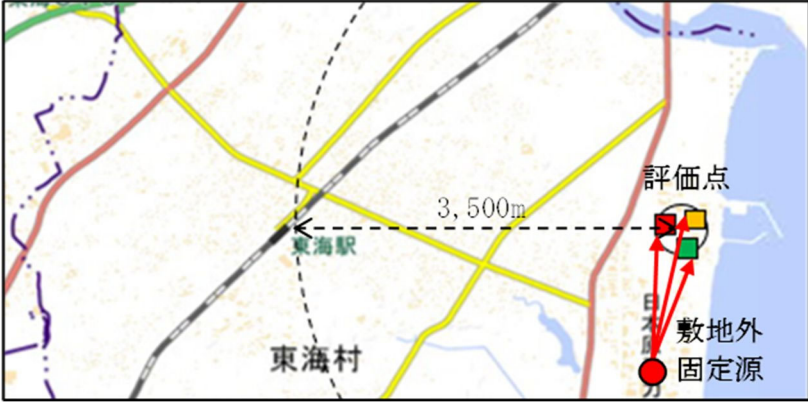
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--|---|-------------------------|
|  <p>図2 原子炉制御室等外評価点</p> |  <p>第3図 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点</p> <p>3. 代表評価点の設定について</p> <p>東海第二発電所については、敷地外固定源が敷地の近傍から遠方（中央制御室から半径 10 km）に広く分布しており、遠方の敷地外固定源に対しては、評価点は代表評価点を設定し評価している。ただし、代表評価点の設定においては、保守性を確保しつつも、過度に保守的な評価とならないよう、以下に示すとおり敷地外固定源と評価点の距離に応じて設定方法を定める。</p> <p>中央制御室、緊急時対策所及び それぞれの外気取入口の離隔距離は最大で約 350m（緊急時対策所外気取入口から中央制御室外気取入口）であるため、敷地内の評価点を1点で代表させた場合、発生源から評価点の距離を最大で約 350m 小さく設定することになる。発生源から評価点の距離が 3,500m 以上ある場合には、その保守性は距離にして 10%以下であり、代表点1点に対する評価に過度な保守性はないとし、3,500m 以遠の発生源に対して評価点は1点で代表する。</p> | <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

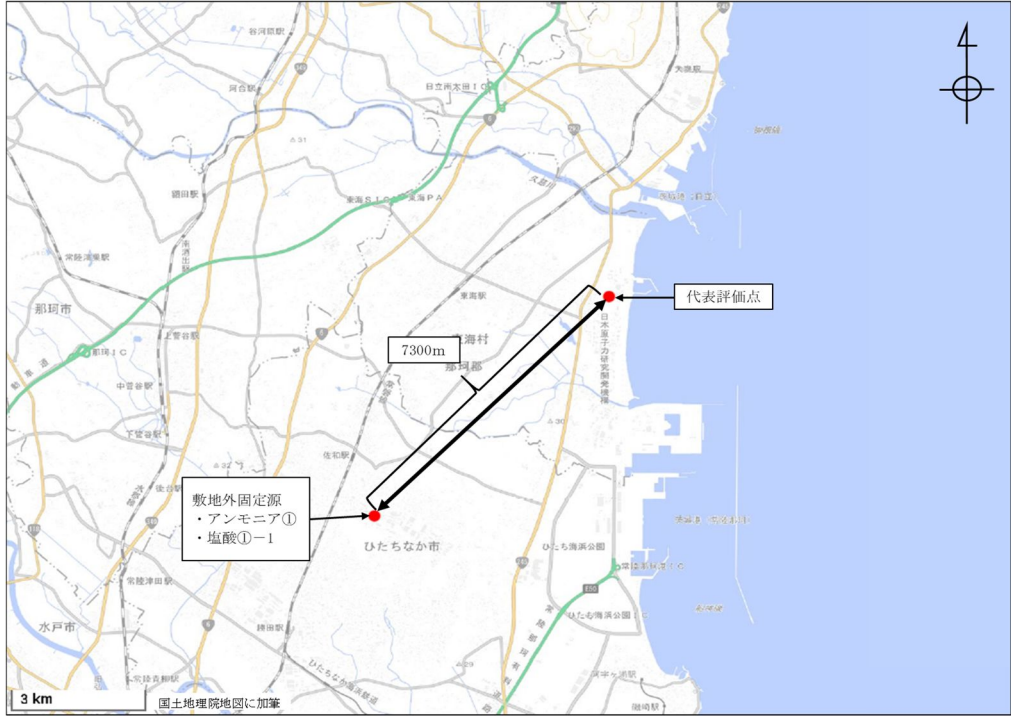
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--------------------------------|---|-------------------------|
| | <p>(1) 敷地外固定源と評価点の距離が3,500m以上の場合について</p> <ul style="list-style-type: none">原子炉制御室等外評価点に対して代表評価点1点を選定する。代表評価点は評価点のうち敷地外固定源に最も近い点とする。 <p>設定方法のイメージを第4図に示す。</p>  <p>第4図 代表評価点の設定方法 (敷地外固定源と評価点の距離が3,500m以上)</p> <p>(2) 敷地外固定源と評価点の距離が3,500m未満の場合について</p> <p>代表評価点は設定せず、中央制御室、緊急時対策所及び[]の外気取入口それぞれを評価点とする。</p> <p>設定方法のイメージを第5図に示す。</p>  <p>第5図 評価点の設定方法 (敷地外固定源と評価点の距離が3,500m未満)</p> | <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|--|---|
| <p>(4) 距離について</p> <p>距離については、開示請求から得られた敷地外固定源の所在地及び国土地理院の地図情報から緯度経度を用いて求めている。</p> <p>距離の算出に当たっては、敷地外固定源の設置位置の不確実性及び大気拡散影響評価における評価の保守性を考慮し、100m未满是切り捨てている。</p> <p>各敷地外固定源のと評価点との距離を評価した結果を図7～図14に示す。</p> | <p>4. 距離の設定について</p> <p>距離については、敷地内外固定源の所在地及び国土地理院の地図情報から緯度経度を用いて求めた。</p> <p>距離の設定に当たっては、敷地内固定源と評価点の距離は5m未满是切り捨て、敷地外固定源と評価点の距離は100m未满是切り捨てている。</p> <p>本資料で示す敷地内外固定源から評価点の距離を第6図から第29図に示す。</p> <div data-bbox="1383 661 2466 1516" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">第6図 敷地外固定源から評価点の距離 (敷地外固定源①－代表評価点：外気取入口)</p></div> | <ul style="list-style-type: none">・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違・記載表現の相違・記載表現の相違 ・スクリーニング評価の対象の相違 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）



図7 アンモニア①と中央制御室外気取入口との距離の評価結果



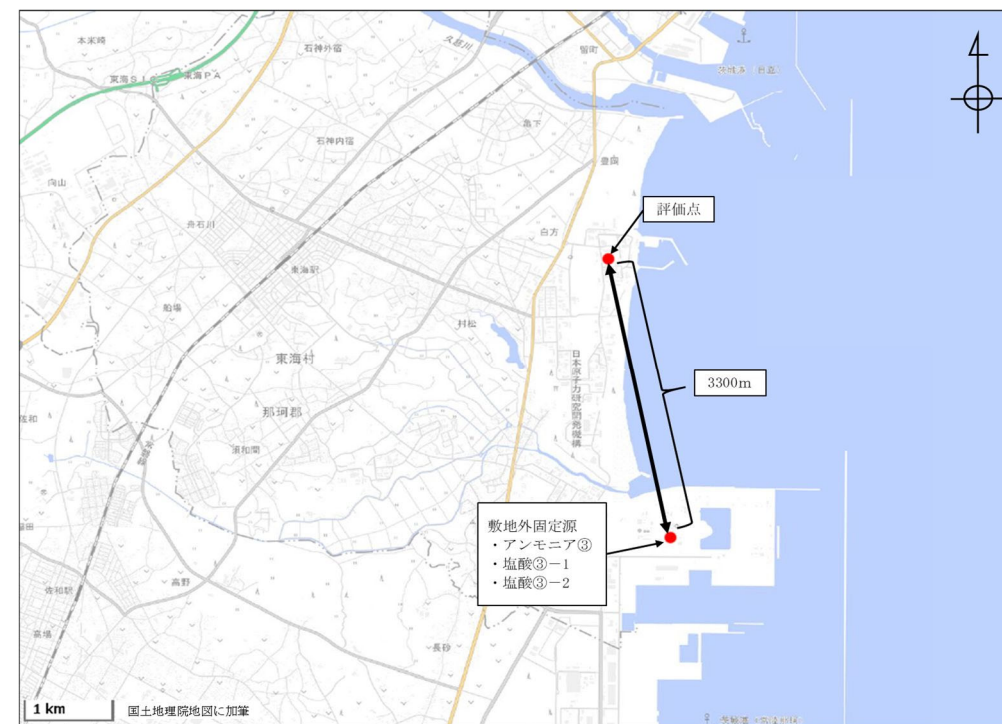
図8 アンモニア②と中央制御室外気取入口との距離の評価結果

東海第二発電所 有毒ガス



第7図 敷地外固定源から評価点の距離

(敷地外固定源②－代表評価点 外気取入口)



第8図 敷地外固定源から評価点の距離 (1/2)

(敷地外固定源③－評価点：中央制御室外気取入口)

差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)

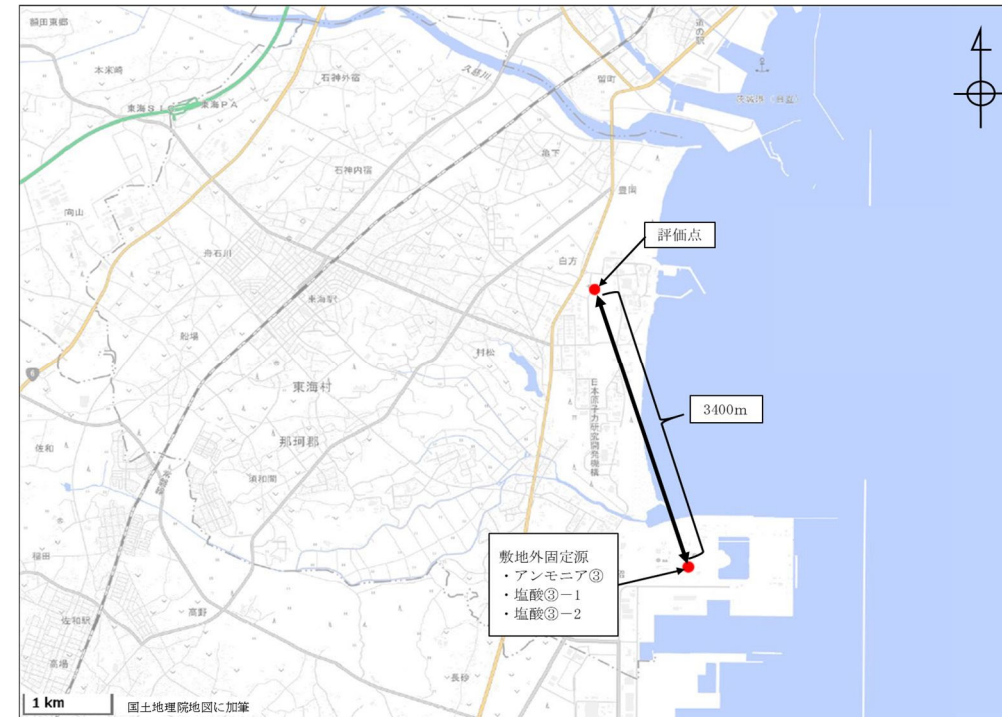


図9 アンモニア③と中央制御室外気取入口との距離の評価結果



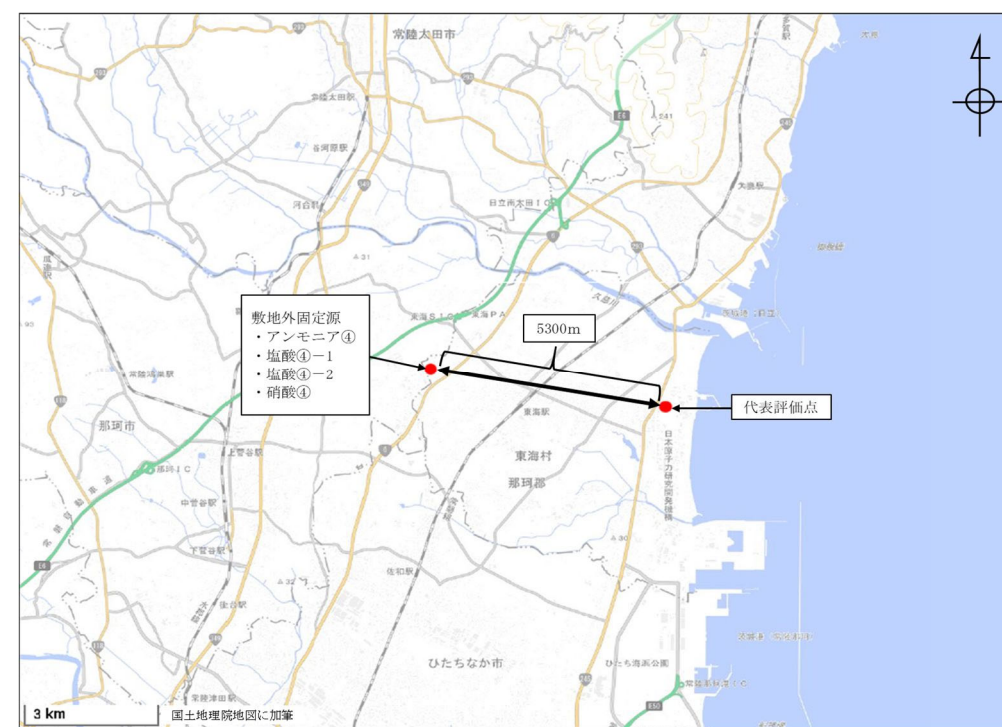
図10 アンモニア④と中央制御室外気取入口との距離の評価結果

東海第二発電所 有毒ガス



第8図 敷地外固定源から評価点の距離 (2/2)

(敷地外固定源③-評価点：緊急時対策所外気取入口)



第9図 敷地外固定源から評価点の距離

(敷地外固定源④-代表評価点：緊急時対策所外気取入口)

差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

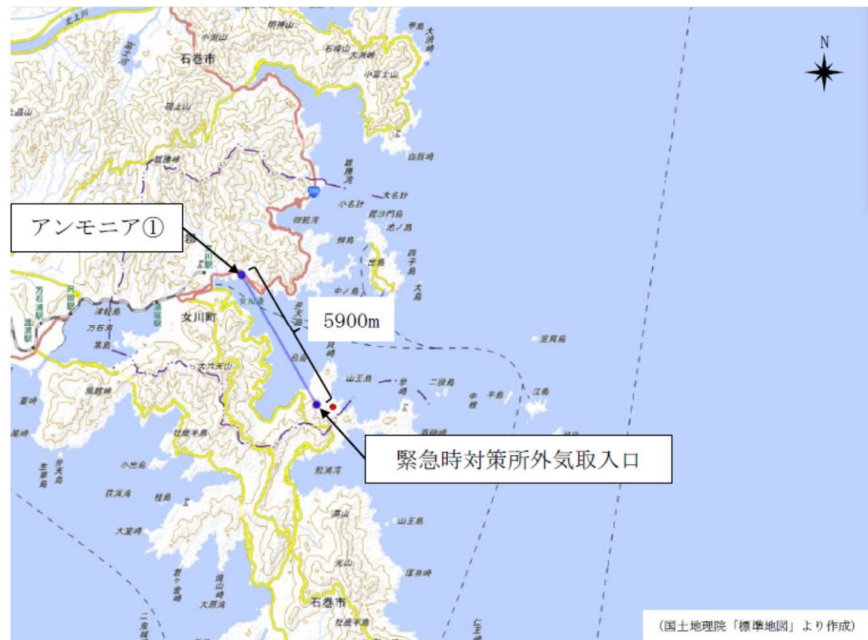
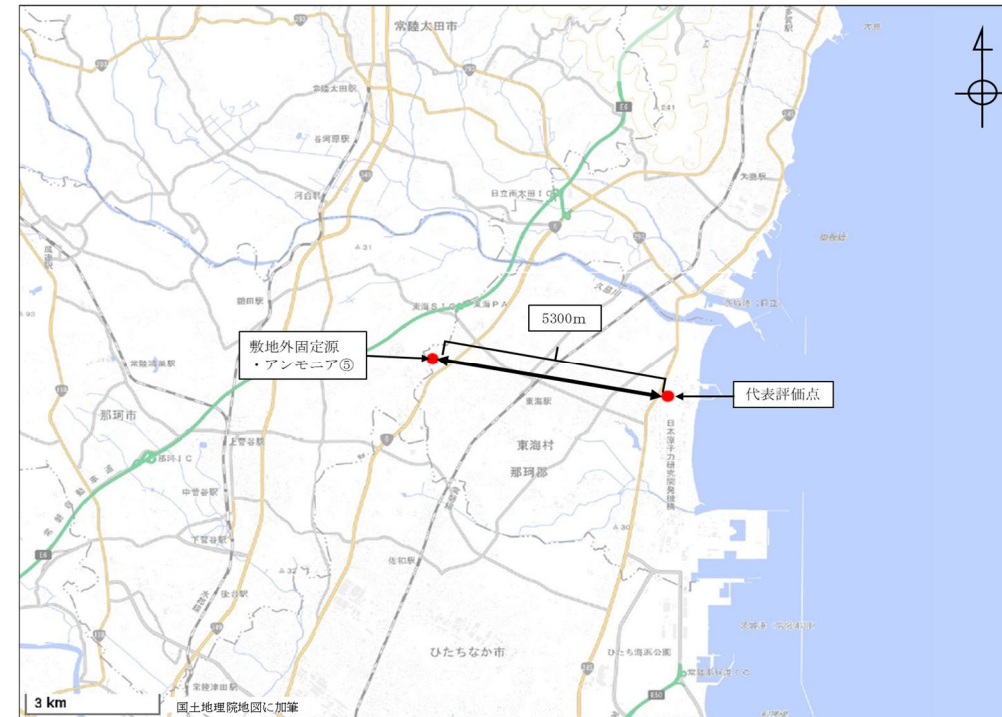


図11 アンモニア①と緊急時対策所外気取入口との距離の評価結果



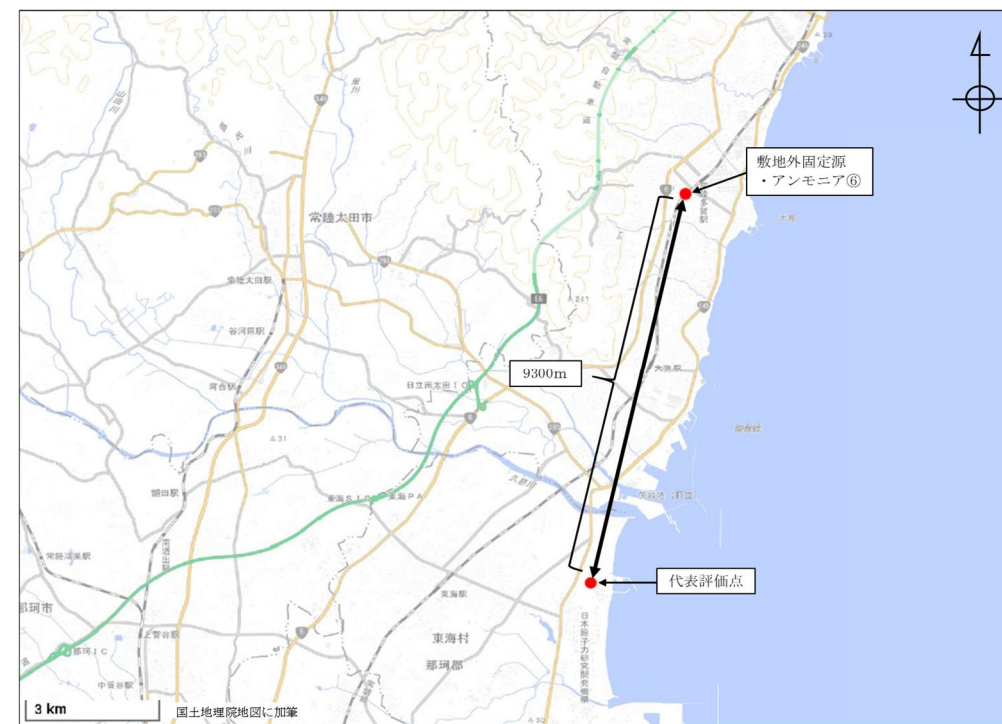
図12 アンモニア②と緊急時対策所外気取入口との距離の評価結果

東海第二発電所 有毒ガス



第10図 敷地外固定源から評価点の距離

(敷地外固定源⑤－代表評価点：緊急時対策所外気取入口)



第11図 敷地外固定源から評価点の距離

(敷地外固定源⑥－代表評価点：外気取入口)

差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

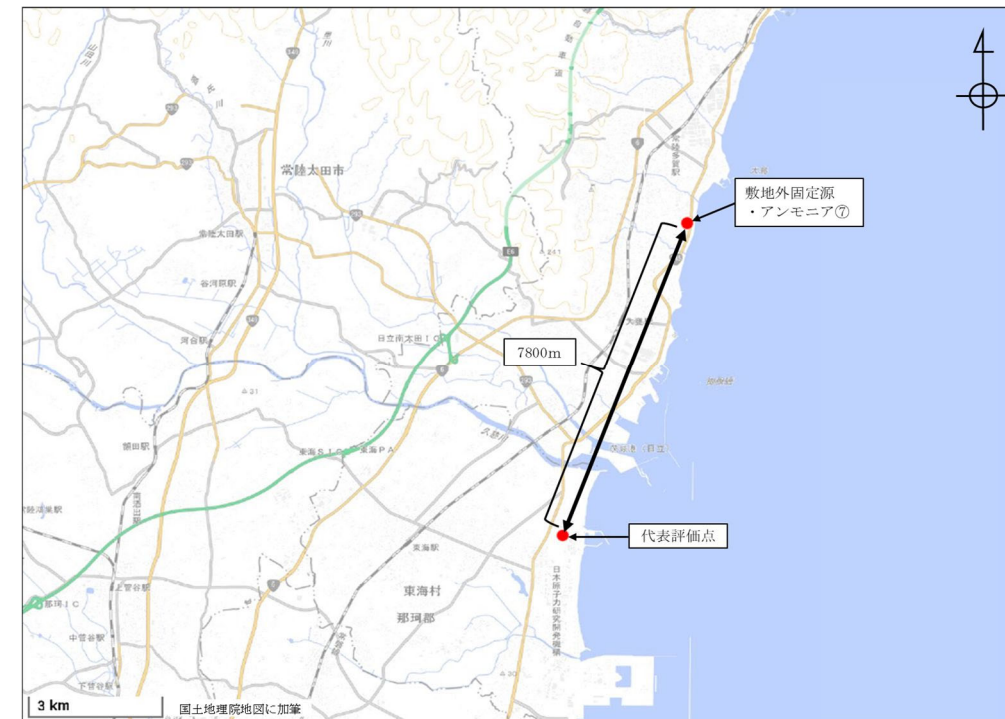


図13 アンモニア③と緊急時対策所外気取入口との距離の評価結果



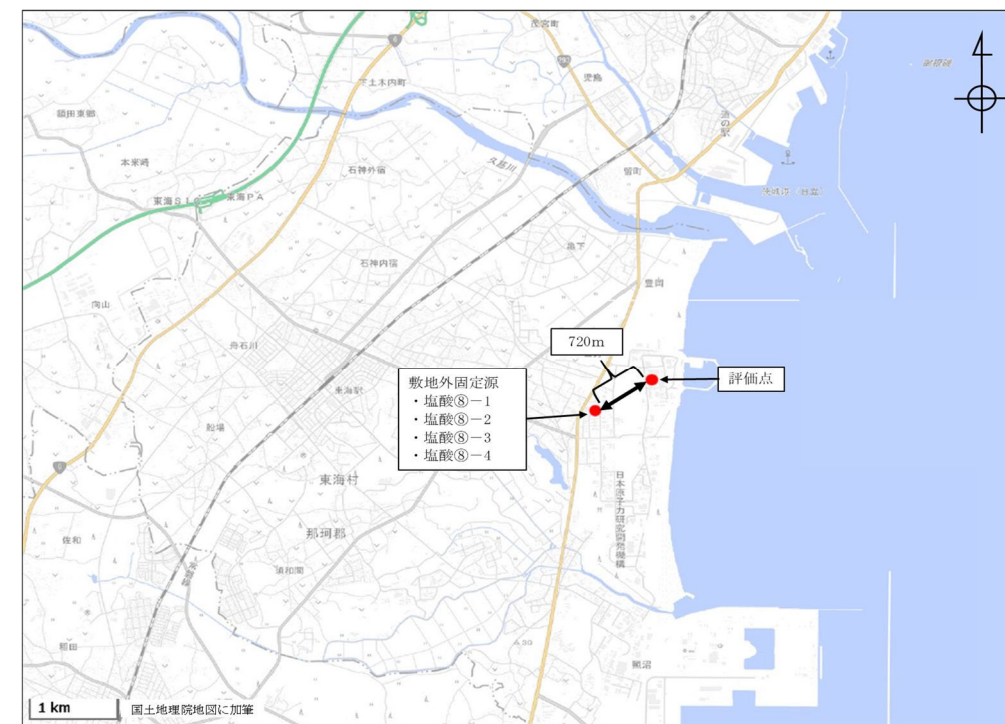
図14 アンモニア④と緊急時対策所外気取入口との距離の評価結果

東海第二発電所 有毒ガス



第12図 敷地外固定源から評価点の距離

(敷地外固定源⑦ー代表評価点：[] 外気取入口)



第13図 敷地外固定源から評価点の距離 (1/2)

(敷地外固定源⑧ー評価点：中央制御室外気取入口)

差異理由

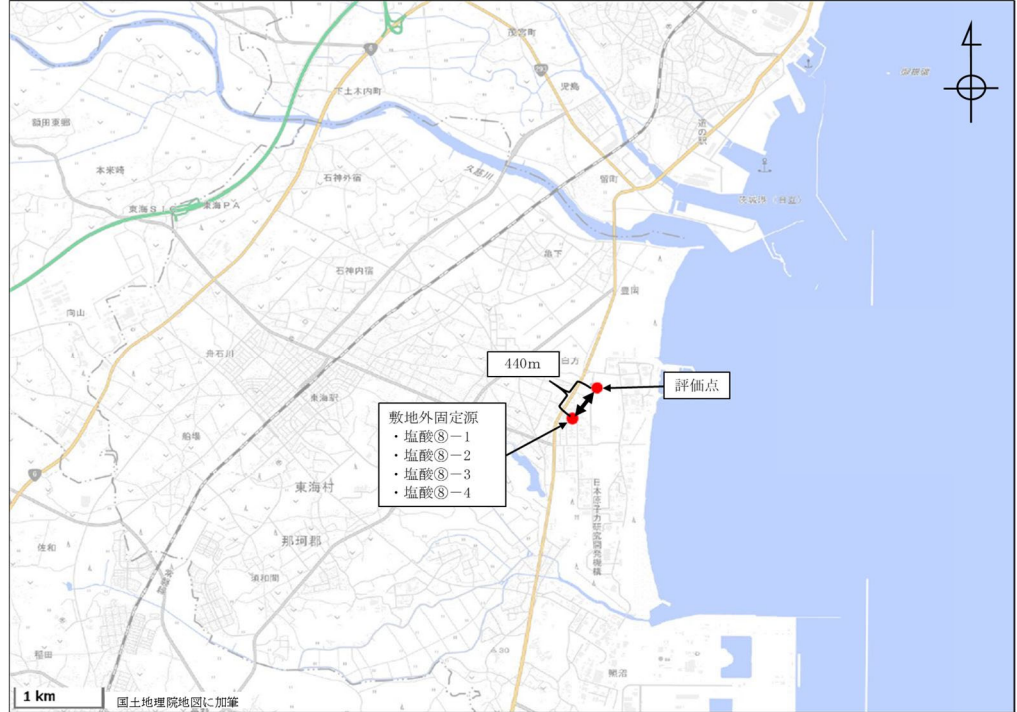
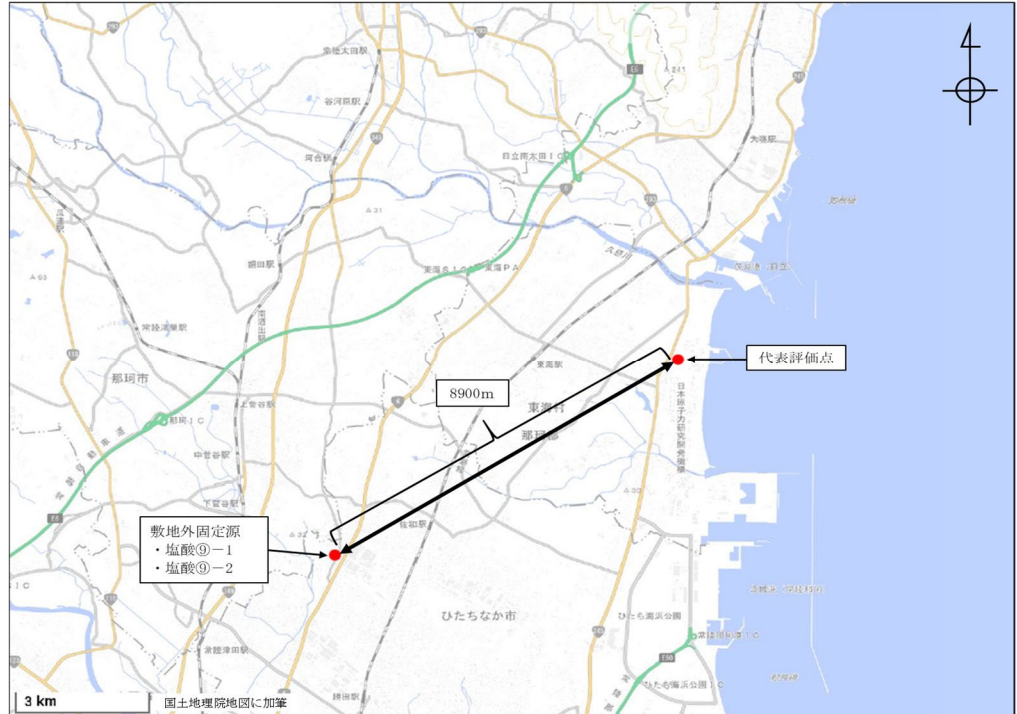
・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---------------------------------|---|-------------------------|
| |  <p>第13図 敷地外固定源から評価点の距離 (2/2) (敷地外固定源⑧－評価点：緊急時対策所外気取入口)</p>  <p>第14図 敷地外固定源から評価点の距離 (敷地外固定源⑨－代表評価点：緊急時対策所外気取入口)</p> | <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

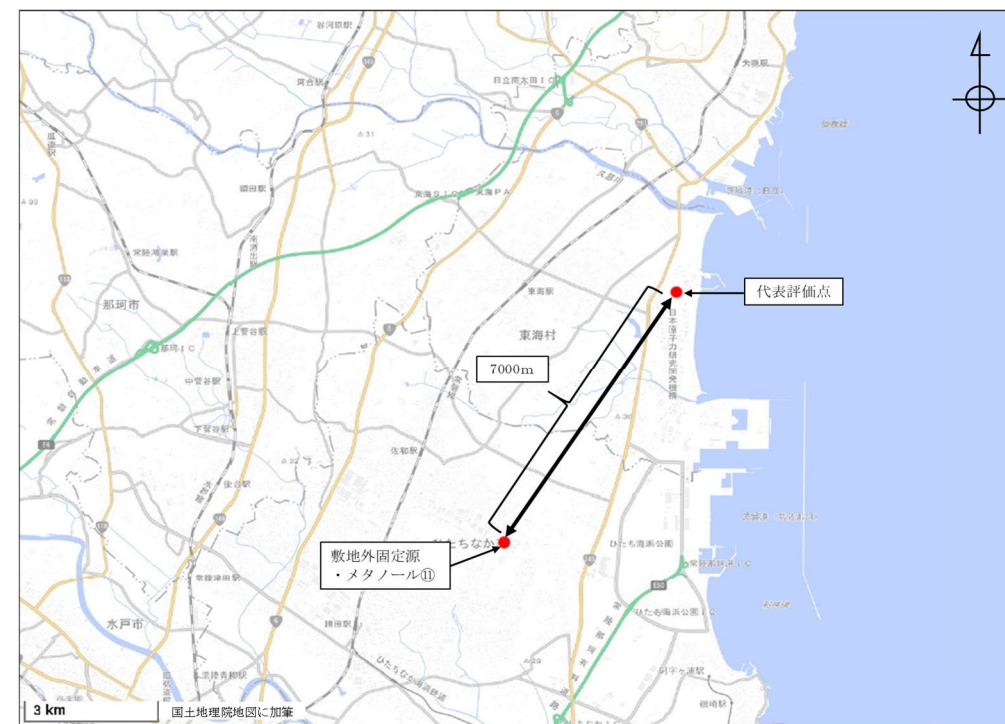
差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違



第15図 敷地外固定源から評価点の距離

（敷地外固定源⑩-代表評価点：緊急時対策所外気取入口）



第16図 敷地外固定源から評価点の距離

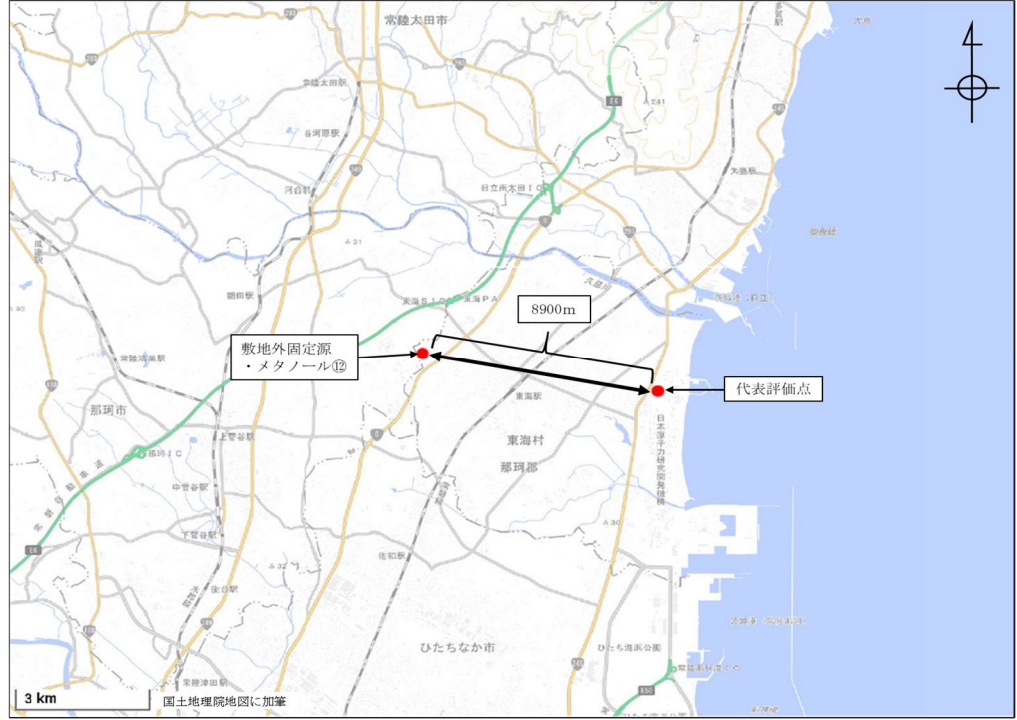

（敷地外固定源⑪-代表評価点：外気取入口）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---------------------------------|--|-------------------------|
| |  <p>第17図 敷地外固定源から評価点の距離 (敷地外固定源⑫—代表評価点：緊急時対策所外気取入口)</p>  <p>第18図 敷地外固定源から評価点の距離 (1/2) (敷地外固定源⑬—評価点：中央制御室外気取入口)</p> | <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

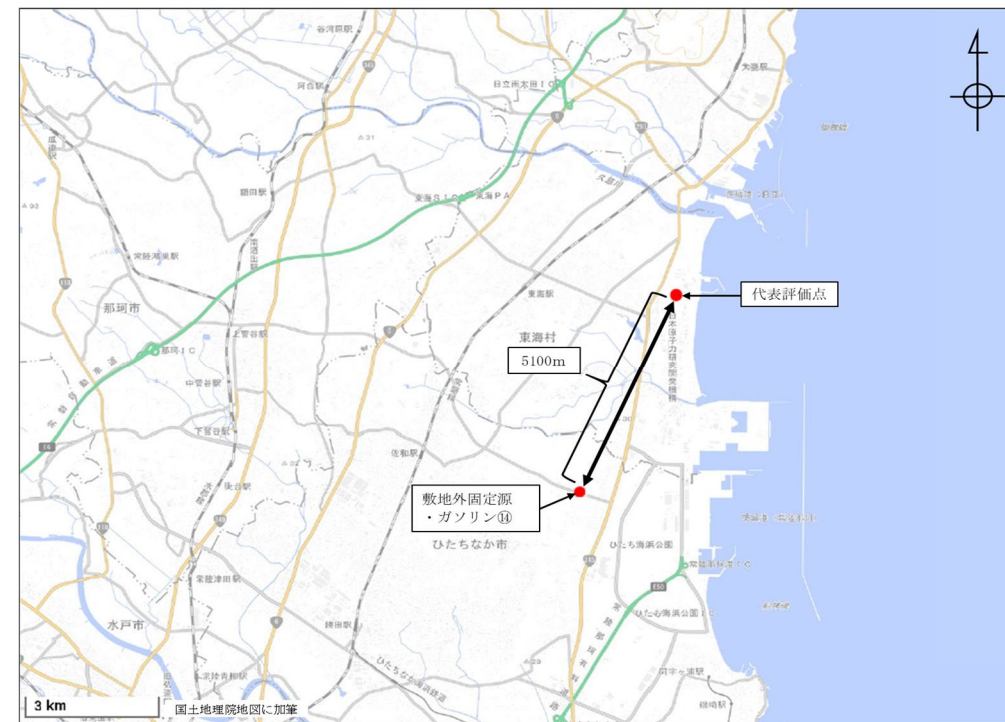
差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違



第18図 敷地外固定源から評価点の距離（2/2）

（敷地外固定源⑬－評価点：緊急時対策所外気取入口）



第19図 敷地外固定源から評価点の距離

（敷地外固定源⑭－代表評価点 外気取入口）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

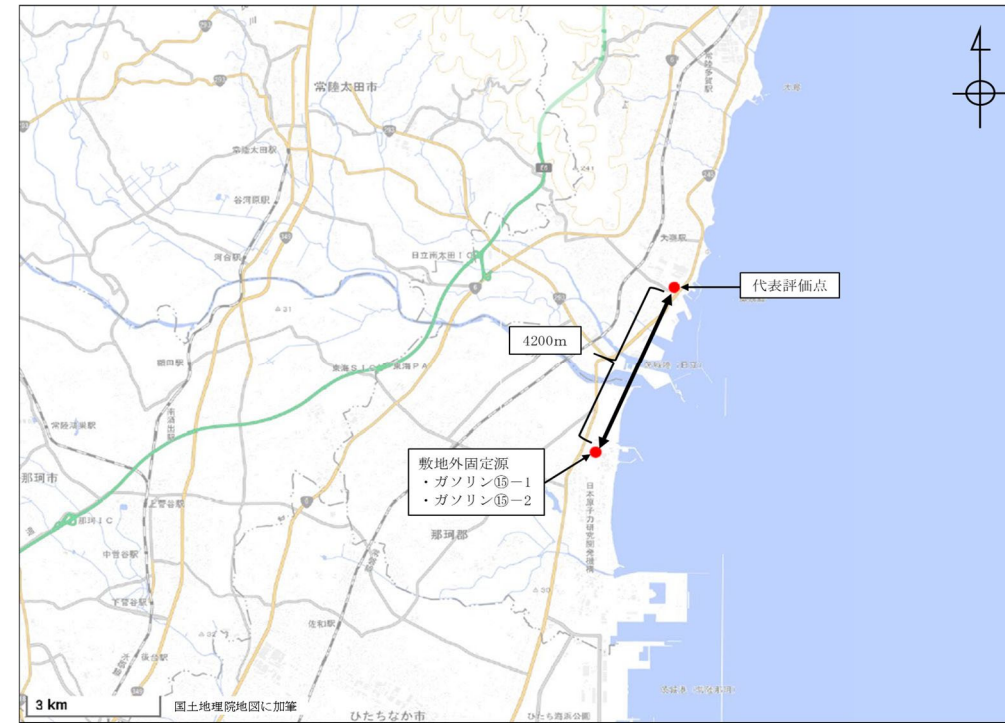
中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

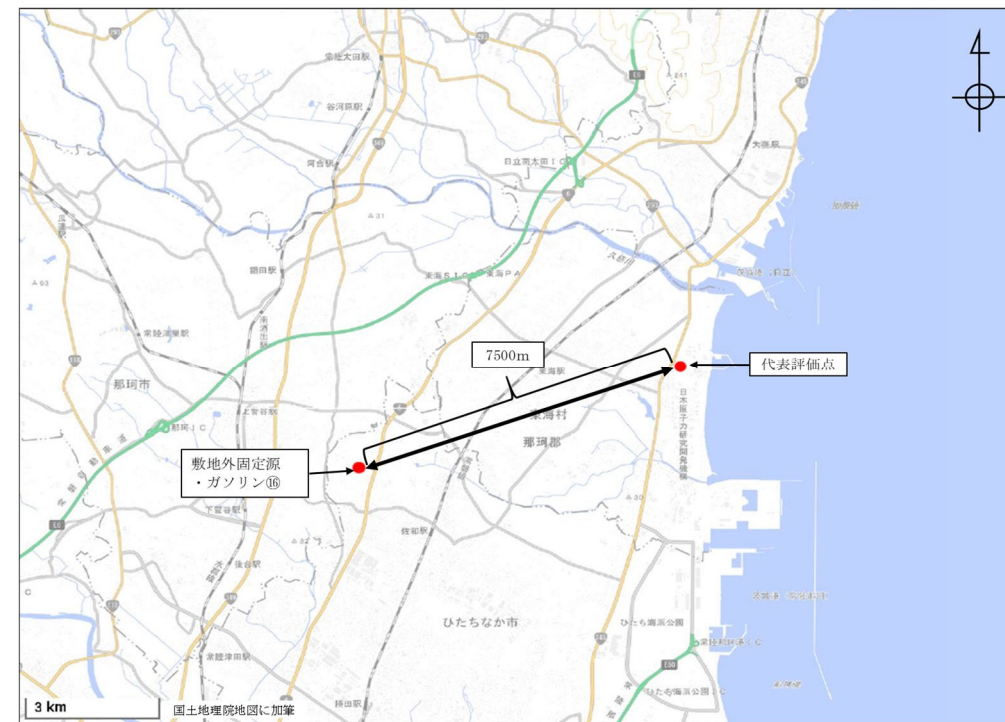
差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違



第20図 敷地外固定源から評価点の距離

（敷地外固定源⑮－代表評価点：外気取入口）



第21図 敷地外固定源から評価点の距離

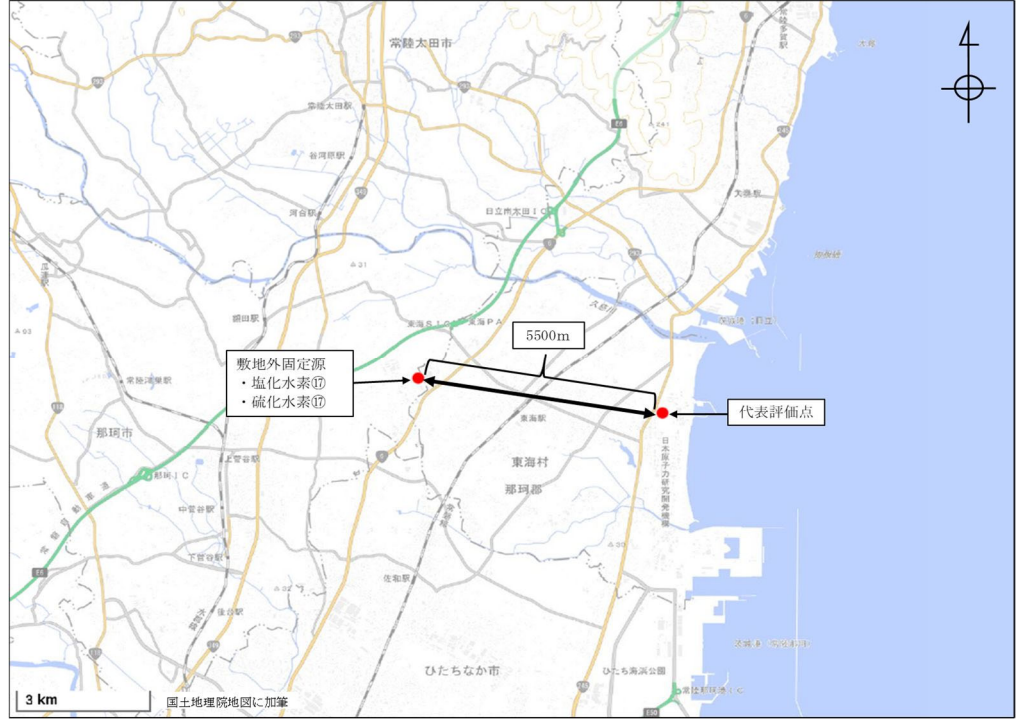
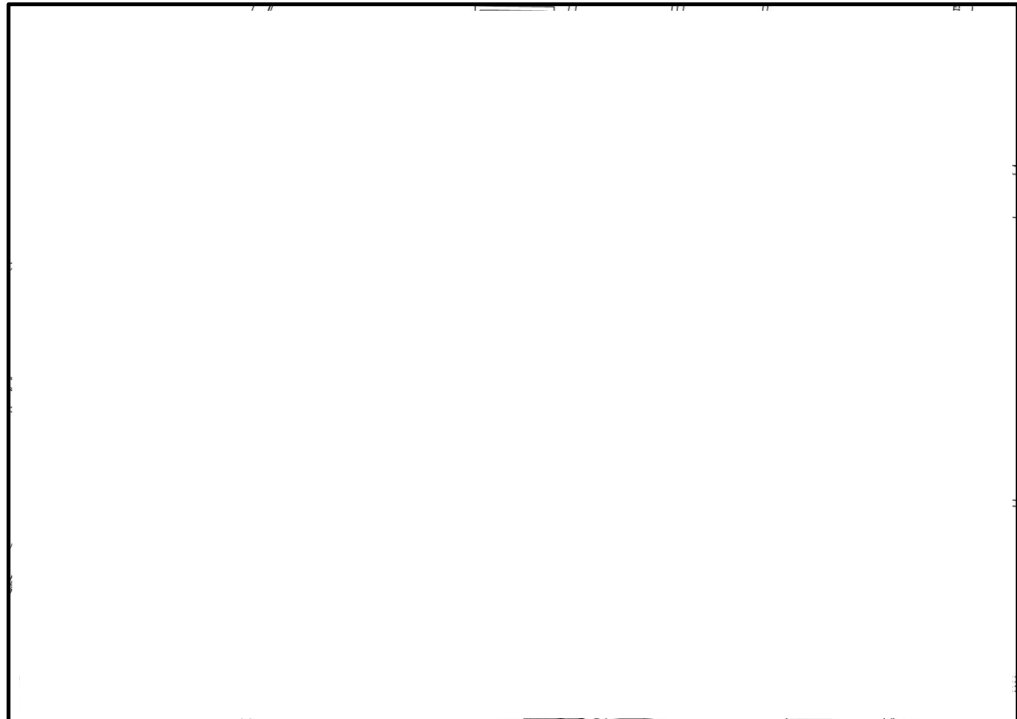
（敷地外固定源⑯－代表評価点：緊急時対策所外気取入口）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

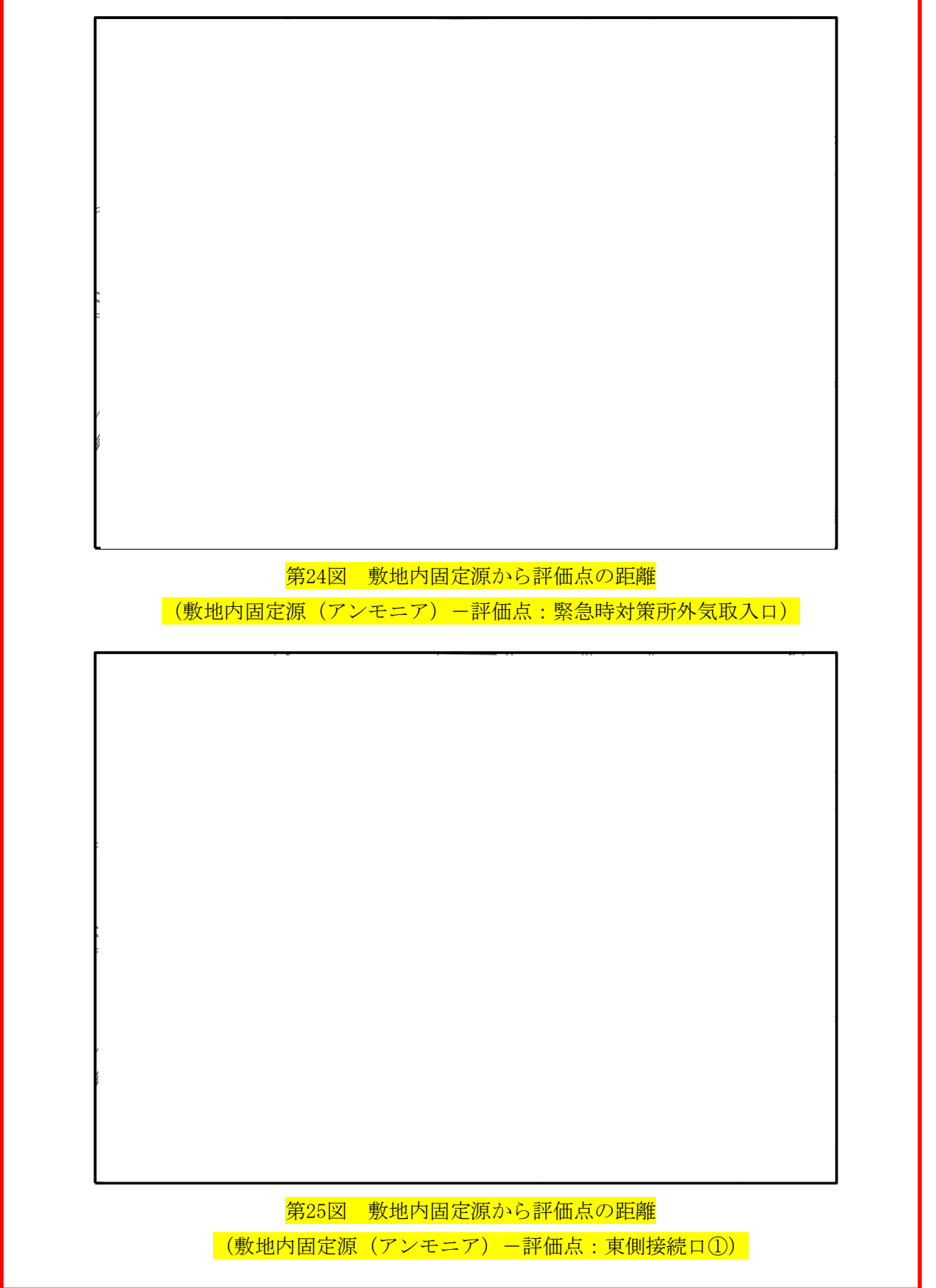
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---------------------------------|---|---|
| |  <p data-bbox="1685 982 2169 1018">第22図 敷地外固定源から評価点の距離</p> <p data-bbox="1596 1031 2288 1066">(敷地外固定源⑰－代表評価点：緊急時対策所外気取入口)</p>  <p data-bbox="1685 1791 2169 1827">第23図 敷地内固定源から評価点の距離</p> <p data-bbox="1555 1839 2329 1875">(敷地内固定源(アンモニア)－評価点：中央制御室外気取入口)</p> | <p data-bbox="2555 275 2881 352">・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

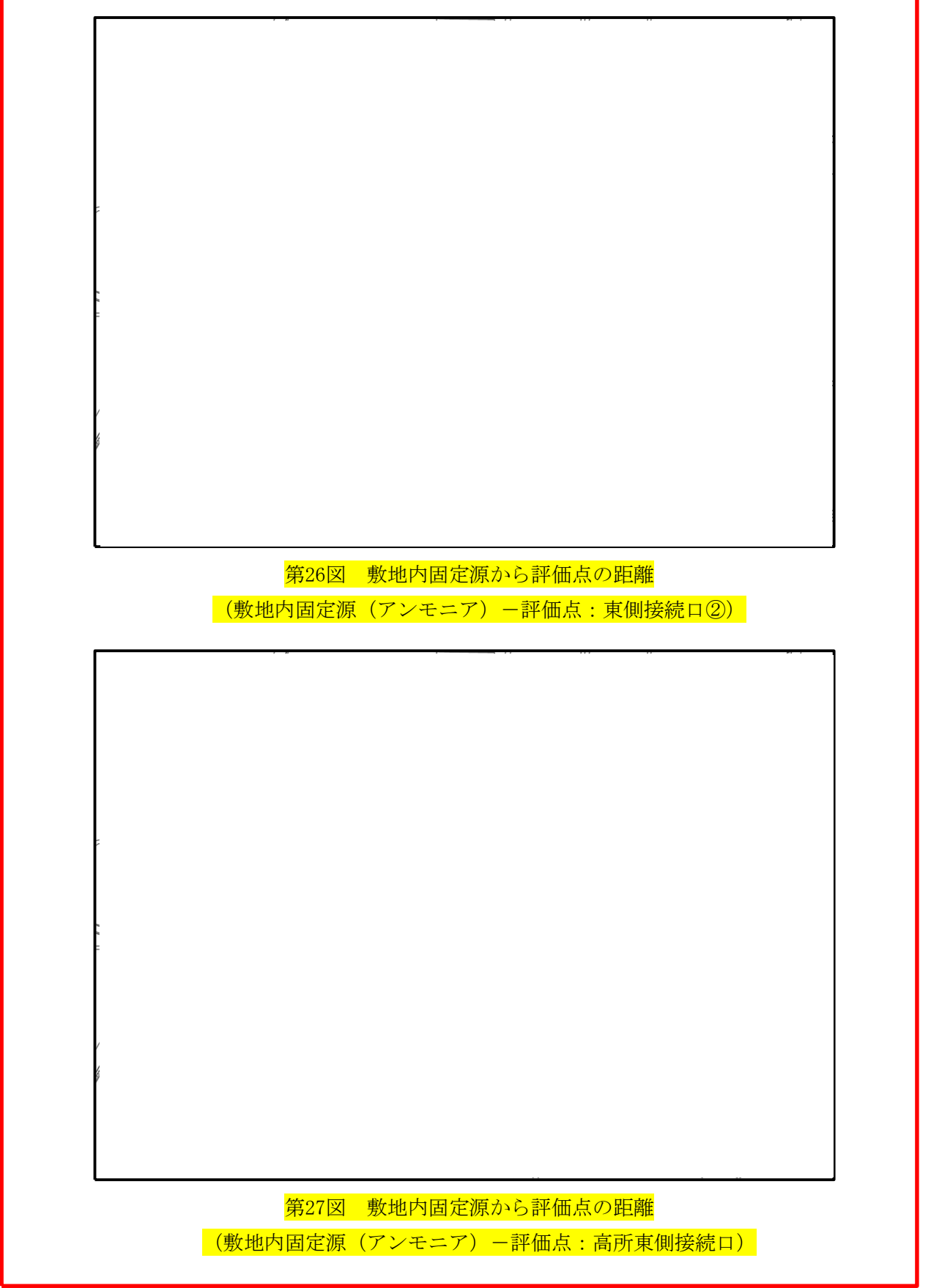
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--------------------------------|--|---|
| |  <p data-bbox="1694 982 2169 1014">第24図 敷地内固定源から評価点の距離</p> <p data-bbox="1555 1031 2338 1062">（敷地内固定源（アンモニア）－評価点：緊急時対策所外気取入口）</p> <p data-bbox="1694 1793 2169 1824">第25図 敷地内固定源から評価点の距離</p> <p data-bbox="1620 1841 2273 1873">（敷地内固定源（アンモニア）－評価点：東側接続口①）</p> | <p data-bbox="2555 275 2881 348">・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

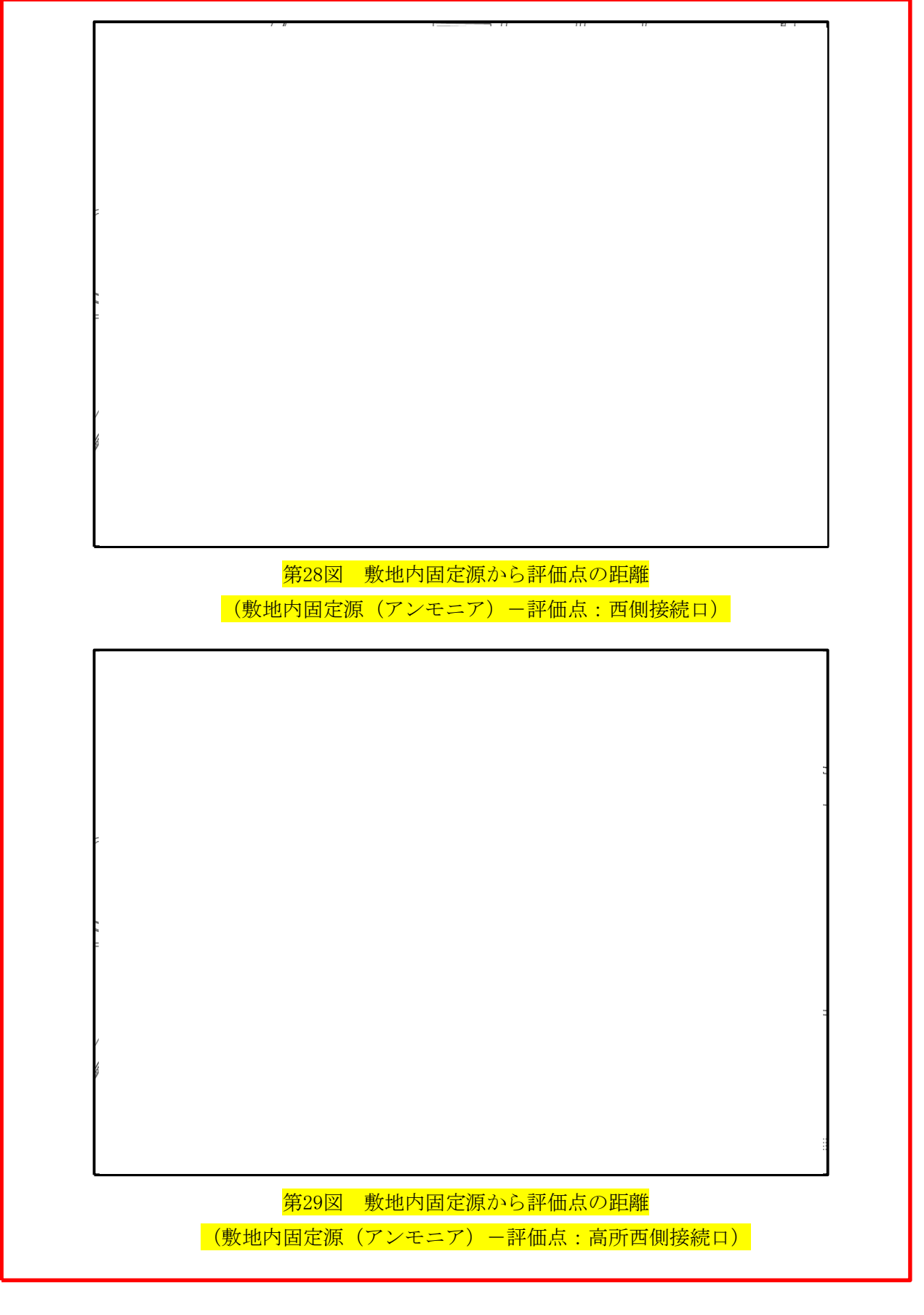
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--------------------------------|--|---|
| |  <p data-bbox="1602 982 2285 1060">第26図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源（アンモニア）－評価点：東側接続口②)</p> <p data-bbox="1602 1791 2285 1869">第27図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源（アンモニア）－評価点：高所東側接続口)</p> | <p data-bbox="2552 268 2878 346">・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表


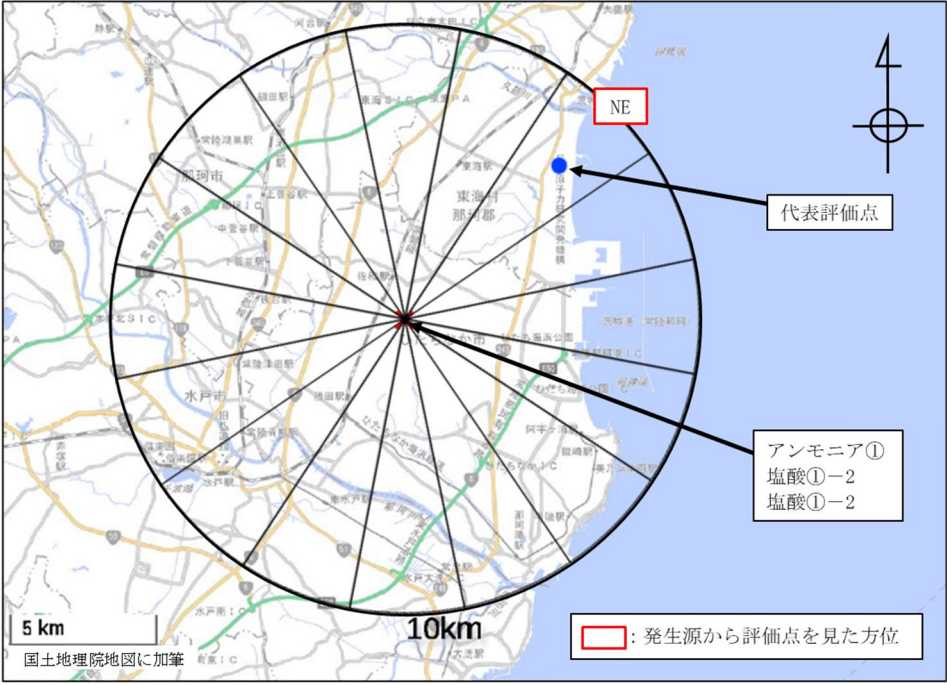
| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|--------------------------------|--|-------------------------|
| |  <p>第28図 敷地内固定源から評価点の距離 （敷地内固定源（アンモニア）－評価点：西側接続口）</p> <p>第29図 敷地内固定源から評価点の距離 （敷地内固定源（アンモニア）－評価点：高所西側接続口）</p> | <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

| 女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版） | 東海第二発電所 有毒ガス | 差異理由 |
|---|--|---|
| <p>(3) 方位について</p> <p>方位については、開示請求から得られた敷地外固定源発生源の所在地及び国土地理院の地図情報から求めている。</p> <p>相対濃度の評価においては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という。）に基づき、各敷地外固定源について、発生源から評価点を見た方位を評価している。</p> <p>各敷地外固定源について、発生源から評価点を見た方位を評価した結果を図3から図6に示す。</p> <div data-bbox="136 709 1219 1501"><p>図3 アンモニア①から評価点を見た方位の評価結果</p></div> | <p>5. 方位について</p> <p>方位については、敷地内外固定源の所在地及び国土地理院の地図情報から求めた。</p> <p>本資料で示す敷地内外固定源から評価点を見た方位を第30図から第52図に示す。</p> <div data-bbox="1397 709 2481 1501"><p>第30図 敷地外固定源から評価点を見た方位 (敷地外固定源①—代表評価点：外気取入口)</p></div> | <p>・記載表現の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載箇所の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

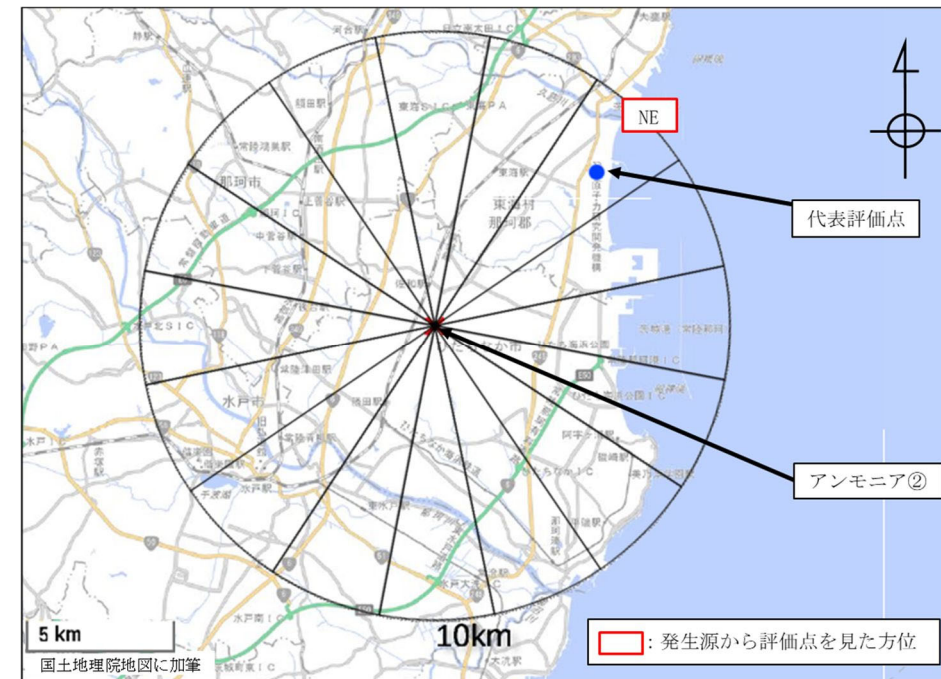


図4 アンモニア②から評価点を見た方位の評価結果



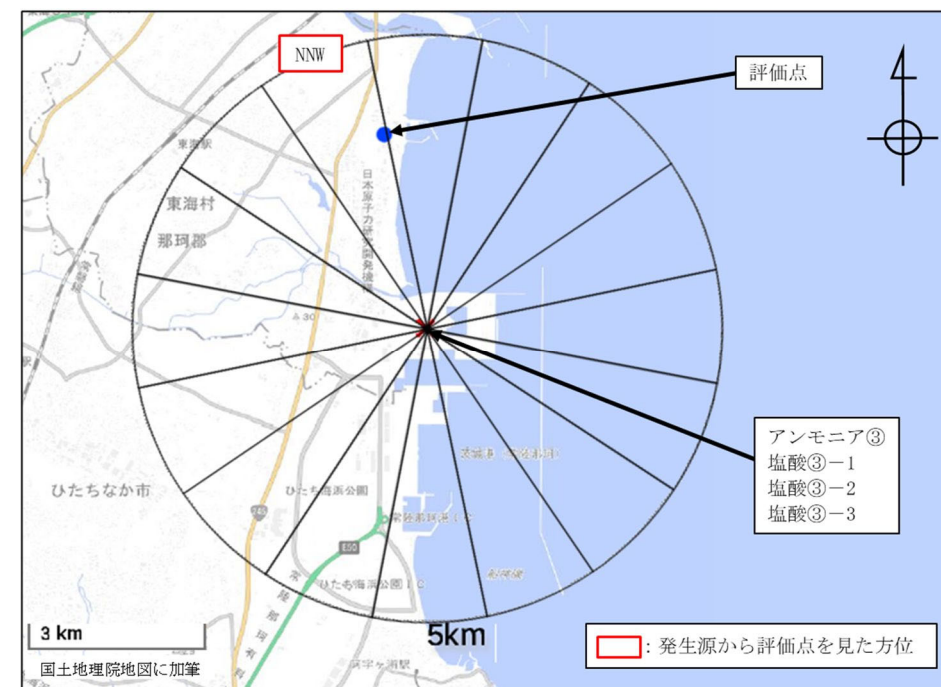
図5 アンモニア③から評価点を見た方位の評価結果

東海第二発電所 有毒ガス



第31図 敷地外固定源から評価点を見た方位

(敷地外固定源②-代表評価点：[] 外気取入口)



第32図 敷地外固定源から評価点を見た方位 (1/2)

(敷地外固定源③-評価点：中央制御室外気取入口)

差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違